

# 産業廃棄物の適正処理について



東京都環境局  
産業廃棄物対策課

## <はじめに>

産業廃棄物の処理に当たっては、排出事業者責任として委託契約の締結やマニフェストの交付、その他法令に定める基準等を遵守していただく必要があります。

しかし、根拠となる法令等は条文が難しく、間違えやすいポイントも多々あります。

法令等の基本的な事項を押さえ、廃棄物処理の正しい知識を身につけていただきたいと思います。

# 本日の説明内容

- 1 廃棄物の定義、分類、処理責任
- 2 排出事業者責任
- 3 産業廃棄物の保管
- 4 産業廃棄物処理委託契約
- 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 6 不適正な処理委託の事例等
- 7 措置命令、罰則
- 8 優良認定業者の活用
- 9 有害物等の廃棄物処理について（アスベスト）（水銀）（PCB）
- 10 リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ！プロジェクト
- 11 まとめ

# 1 廃棄物の定義、分類、処理責任

# 廃棄物の定義

## → 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2条

- ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体、その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの

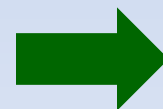
## → 廃棄物該当性の判断 ※「行政処分の指針」(環境省通知)

- 廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で譲渡することができないため、不要となったものをいう



廃棄物に該当するか否かは

- ① 物の性状
- ② 排出の状況
- ③ 通常の手扱い形態
- ④ 取引価値の有無
- ⑤ 占有者の意思



総合的に  
勘案して判断

# 廃棄物の分類

廃棄物

一般廃棄物(産業廃棄物以外のもの)

特別管理一般廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)

産業廃棄物(事業活動に伴って生じた廃棄物で、  
法令で定める**20種類**)

特別管理産業廃棄物

(爆発性、毒性、感染性のある廃棄物)



© pixta.jp - 20140042

# 産業廃棄物の種類①

(あらゆる事業活動に伴うもの)

1	燃え殻	8	金属くず
2	汚泥	9	ガラスくず、 コンクリートくず 及び陶磁器くず
3	廃油		
4	廃酸		
5	廃アルカリ	10	鋳さい
6	廃プラスチック類	11	がれき類
7	ゴムくず	12	ばいじん

## 産業廃棄物の種類② (特定の事業活動に伴うもの)

	種類	具体例
13	紙くず	建設業、パルプ、紙又は紙加工品製造業、新聞業等
14	木くず	建設業、木材又は木製品製造業等
15	繊維くず	建設業、繊維工業(繊維製品製造業以外)
16	動植物性残さ	食料品、医薬品、香料製造業
17	動物系固型不要物	と畜場、食鳥処理場
18	動物のふん尿	畜産農業
19	動物の死体	畜産農業

20 : 1~19の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの

# 一般廃棄物

(産業廃棄物以外のものすべて)

## ・家庭廃棄物

一般家庭から出されるすべての廃棄物

例： 燃えるゴミ、資源ゴミ、粗大ごみ、その他

## ・事業系一般廃棄物

事業活動による廃棄物であるが産業廃棄物に該当しないもの

例： オフィスからの紙くずや木製家具、レストランからの厨芥、  
その他

## ・その他

災害廃棄物、火災ゴミ

※ 建築物の解体時等における残置物は建物所有者等の一般廃棄物です。  
(平成30年6月22日付け 環境省通知)

# 廃棄物の処理責任

- ・一般廃棄物

市町村が包括的な処理責任を有する

cf.廃棄物処理法6条、6条の2、地方自治法

- ・産業廃棄物

排出事業者が処理責任を有する

cf.廃棄物処理法3条、11条

「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

※廃棄物処理法では、単に「事業者」という場合、排出事業者のことを指します。

## 2 排出事業者責任

# 排出事業者責任



- **事業者の責務(法第3条第1項)**  
事業者は、その事業活動に伴って生じた**廃棄物を自らの責任において適正に処理**しなければならない。
  - **事業者の処理(法第11条第1項)**  
事業者は、その**産業廃棄物を自ら処理**しなければならない。  
  
自ら処理できない場合は…  
⇒許可を持った産業廃棄物処理業者に**委託**しなければならない  
(法第12条第5項)
- 【排出事業者の例外】(法第21条の3)**  
**「建設工事」の場合、元請業者が排出事業者！**

# 建設廃棄物の処理責任

廃棄物処理法第21条の3第1項（条文）

土木建築に関する工事（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事を含む。以下「**建設工事**」という。）が数次の請負によって行われる場合にあっては、当該建設工事に伴い生ずる廃棄物の処理についてのこの法律（略）の規定の適用については、**当該建設工事**（他の者から請け負ったものを除く。）の**注文者から直接建設工事を請け負った建設業**（建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいう。以下同じ。）を営む者（以下「**元請負業者**」という。）**を事業者とする。**

※ 廃棄物処理法では、「事業者」とは排出事業者のことをいう。

## 建設廃棄物の処理責任

- 法第21条の3第1項が適用される「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念であり、解体工事も含まれること

環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
産業廃棄物課長通知

# 問われる排出事業者責任①

産業廃棄物の処理委託において不法投棄や不適正処理等が行われた場合は、  
実行行為者はもちろん、**排出事業者も責任が問われる**可能性がある。



責任

## 問われる排出事業者責任②

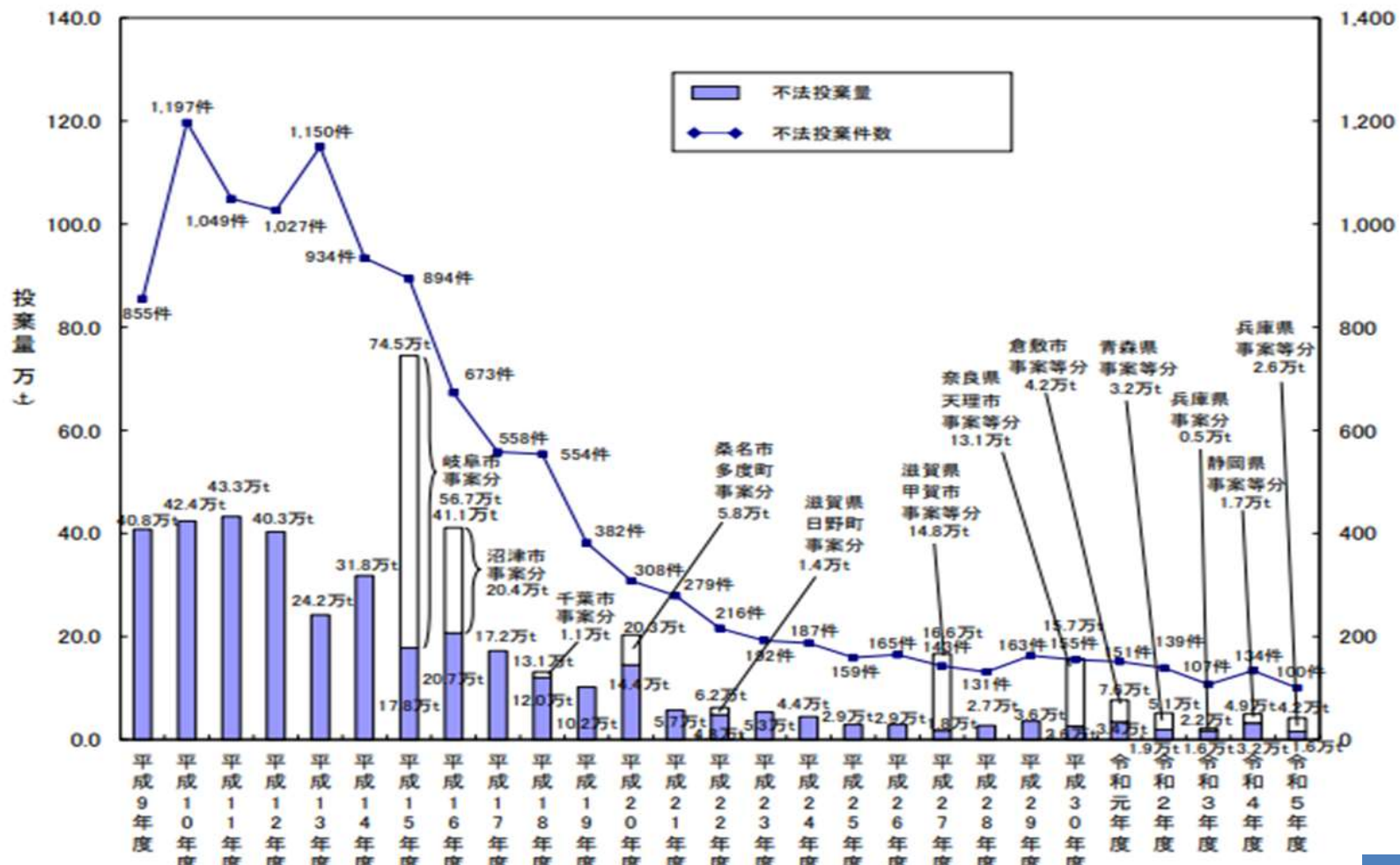
- 無くならない不法投棄や不適正処理
- 排出事業者責任の強化
  - たびかさなる法律改正、罰則の強化

### 過去の重大事件

- 香川県豊島(てしま)不法投棄事件
- 青森・岩手県境産業廃棄物不法投棄事件
- 冷凍カツ横流し事件 ⇒ 平成29年6月20日付  
排出事業者責任に基づく措置に係る指導について(通知)

➢ 実行行為者だけでなく排出事業者も措置命令の対象

# 産業廃棄物の不適正処理の状況 (不法投棄件数・投棄量の推移)



令和5年度  
不法投棄件数：  
100件（前年度比 -34件）  
不法投棄量  
4.2万トン（前年度比 -0.7万トン）

不法投棄件数及び投棄量の推移

環境省資料より

# 豊島事件

出典：豊島・島の学校HP



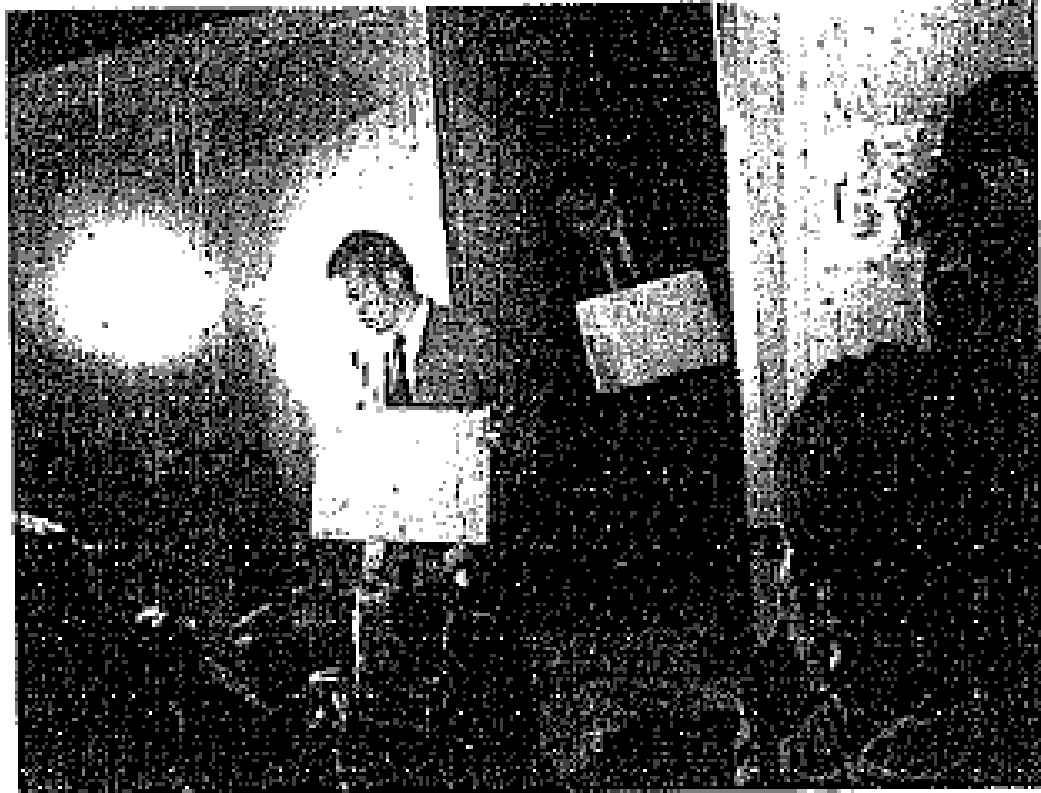
# 廃棄カツ 過去にも横流しか

## 購入業者「以前も取引」

カレーチェーン店「C.C.」の廃棄物を購入する態勢が廃棄した冷凍カレーカツが横流しされ、スーパーに出回っていた問題で、廃棄を請け負った廃棄業者「ダイコー」(愛知県稲沢市)からカツを購入した製麺業者の経営者(男性)が14日、取材に「ダイコー」として平成26年ごろから2回、製麺屋の冷凍カツを取引した」と説明した。

に製造され、ダイコーが廃棄処分を委託された製麺屋の冷凍カツが県内の精肉店に販売されていたと発表。ダイコーが過去にも廃棄カツを横流ししていた疑いが強まった。県警は同日、廃棄物処理法違反容疑でダイコーを家宅捜索した。

製麺業者「みのり」(稲沢市)側は、取引はダイコー側から持ちかけられたとしている。ダイコー側は愛知県の調査に



製麺業者「ダイコー」から押収物を選び出す調査関係者 14日午後、愛知県稲沢市

# 他人に収集運搬又は処分を委託する場合

## 産業廃棄物の委託に関する規準を遵守

- 収集運搬及び処分についてそれぞれ委託
- 委託基準の遵守
  - 産業廃棄物の収集運搬・処分の業の許可を持った者であり、委託内容が事業の範囲に含まれているもの
  - 書面契約
- 委託した廃棄物の処理状況を確認し、適正処理に必要な措置を講ずる（最終処分されるまで確認）
- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の運用
- 再委託の原則禁止

# 排出事業者による処理状況確認の努力義務 (法第12条第7項)

- 事業者は、産業廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、**当該産業廃棄物の処理の状況に関する確認**を行い、当該廃棄物について**発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置**を講ずるように努めなければならない。



## 【確認方法】

- ・実地確認
- ・HPなどの公表情報からの確認  
(処理状況・施設維持管理状況など)



# 3 産業廃棄物の保管

# 産業廃棄物の保管基準

(法第12条第2項、第12条の2第2項  
省令第8条、第8条の13)

- ア 周囲に囲いの設置
- イ 保管場所の表示
- ウ 保管高さ制限
- エ 飛散・流出等防止対策

# ア 囲いの設置



# イ 保管場所の表示

# エ 飛散防止

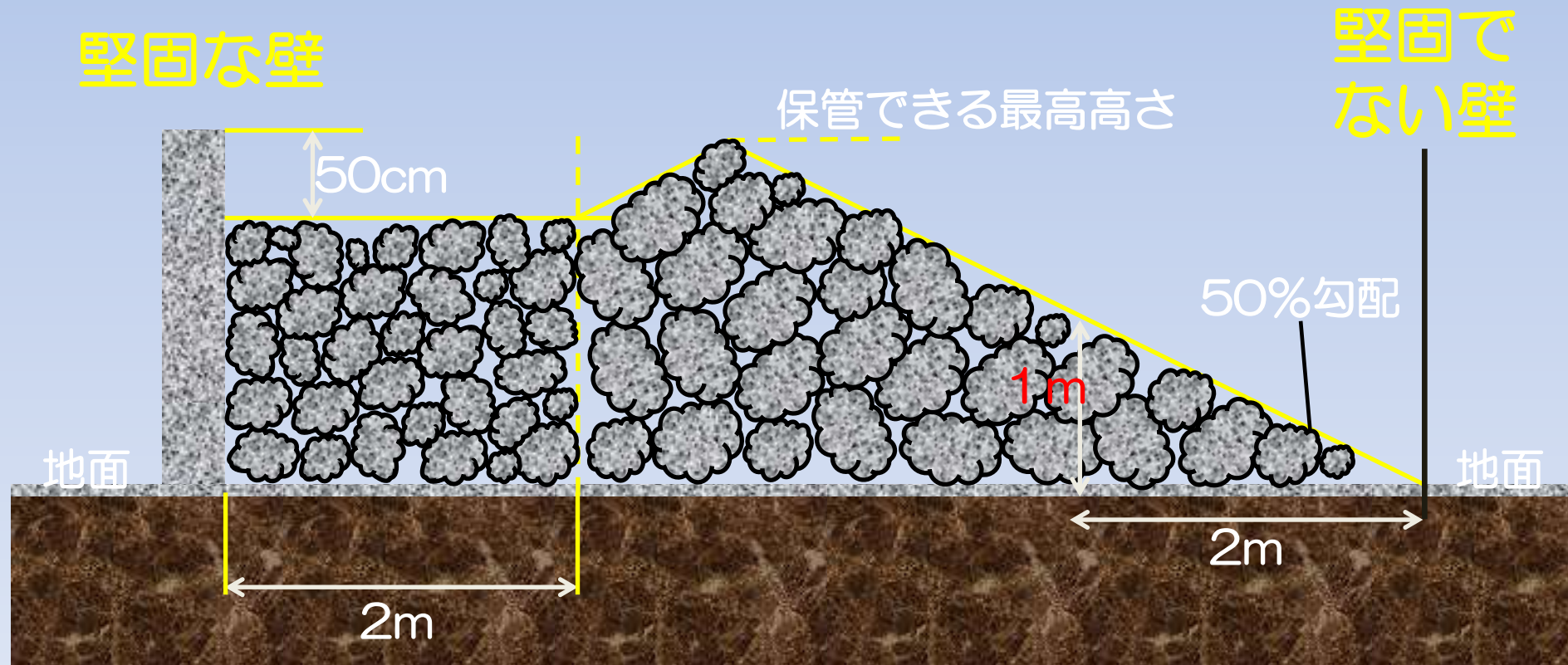
## ウ 高さの制限



## エ 流出防止



# 保管基準の具体例 (屋外で容器を用いずに保管する場合)



# 適正な分別・保管


## 保管基準

産業廃棄物保管場所	
産業廃棄物の種類	金属くず、廃プラスチック類
管理者氏名	〇〇区△△町1-2-3
連絡先	株式会社 ○×工業 □□課 東京 一部 Tel 03-(1234)-XXXX
最大保管高さ	1.8m

60cm以上 (高さ)

60cm以上 (幅)

## 保管場所に掲示板の設置

水銀廃棄物の分類 (1/2)			
	I 水銀(金属水銀)・水銀化合物	II 水銀に汚染された廃棄物	III 水銀使用製品廃棄物
産廃	 <p>水銀</p> <p>特管第一類 &lt;新設&gt; 高水銀等</p> <p>特管第一類 小中学校等(特定施設以外)から排出された水銀</p>	<p>特管第一類 &lt;新設&gt; 燃え殻、ぬいせい</p> <p>特管第一類 &lt;新設&gt; ばいじん、汚泥</p> <p>特管第一類 &lt;新設&gt; 廃酸・廃アルカリ</p>	<p>特管第一類 &lt;新設&gt; 特定有害産業廃棄物</p> <p>特管第一類 &lt;新設&gt; 水銀含有ばいじん等</p> <p>特管第一類 &lt;新設&gt; 汚染された有害産業廃棄物(特定施設以外)</p>
一廃	特管第一類 <新設>		特管第一類 <新設>

## 水銀廃棄物(蛍光管等)等の有害なもの分別

排出事業者の皆様へ

**小型充電式電池(リチウムイオン電池などの二次電池)は  
取扱いに注意をお願いします**

**誤った取扱いで火災等が発生し、大変危険です**



リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・小型制御弁式鉛蓄電池があり、それぞれの電池にはリサイクルマークが表示されています。

**小型充電式電池**

			
Li-ion	Ni-Cd	Ni-MH	Pb
リチウムイオン電池	ニカド電池	ニッケル水素電池	小型制御弁式鉛蓄電池

**小型充電式電池が使用されている主な製品**

携帯電話・スマートフォン・モバイルバッテリー・パソコン・デジタルカメラ・携帯型ゲーム機



建設現場では、ファン付作業服、作業灯、パイロンなどが該当します。

## リチウムイオン電池等の危険なもの分別

# 事業場外保管

(法第12条第3項及び第4項並びに第12条の2第3項及び第4項)

排出事業者自らが、事業活動に伴い**産業廃棄物を生ずる事業場以外**の場所に**産業廃棄物を保管しようとするときには、あらかじめ保管する前に東京都に届け出**なければならない。

## ① 対象となる産業廃棄物

**建設工事に伴い生ずる産業廃棄物**(特別管理産業廃棄物を含む。)

## ② 対象となる保管面積

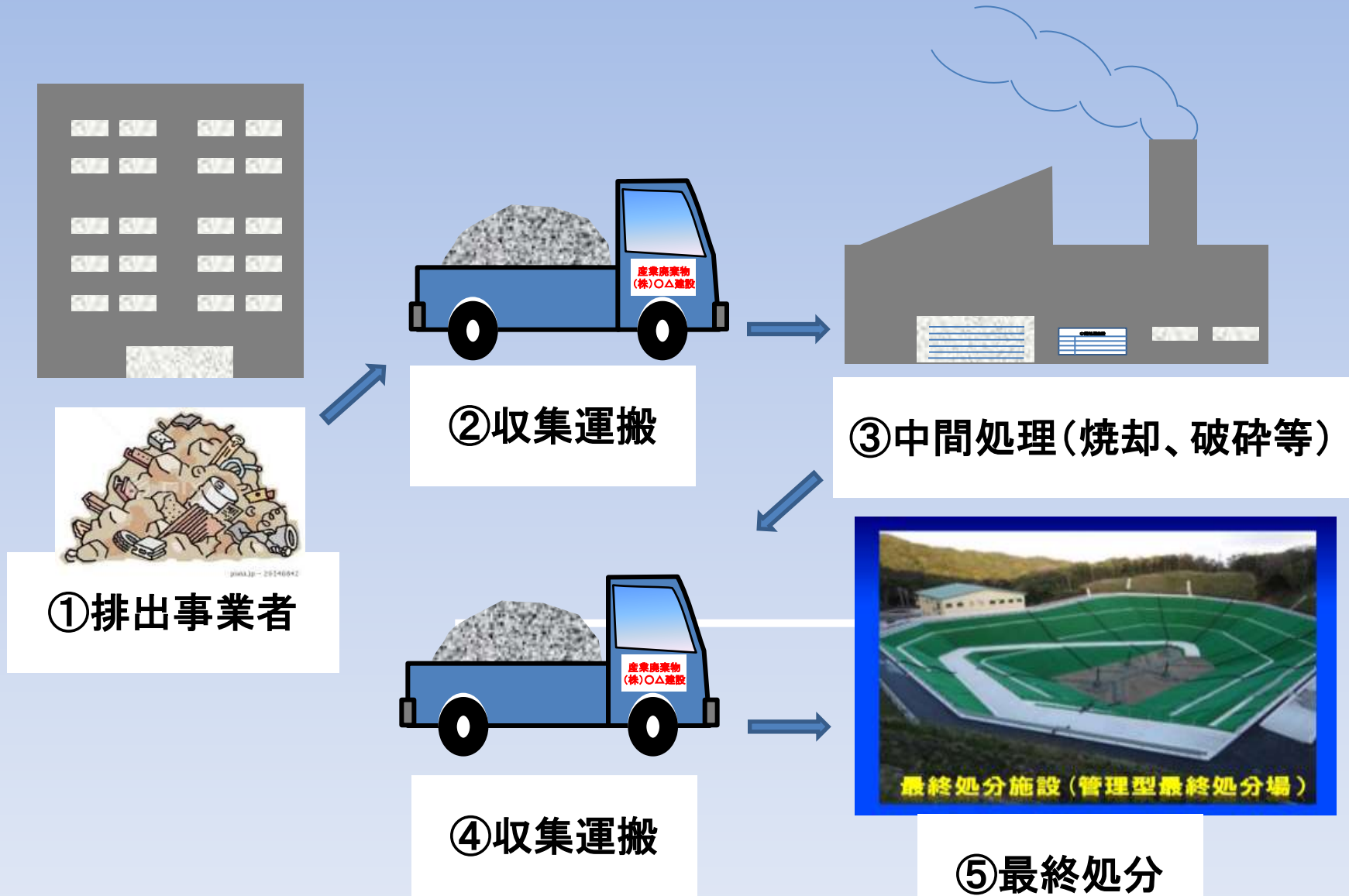
**300 m<sup>2</sup>以上の保管場所で行う保管**

### 【次の保管は対象外】

- ・排出事業者が**産業廃棄物収集運搬業の許可(積替保管を含む。)**又は**産業廃棄物処分業の許可**を受けており、その許可の範囲で行う保管
- ・排出事業者が**産業廃棄物処理施設の設置許可**を受けており、当該施設で行う処分又は再生に伴って行う保管
- ・排出事業者が**PCB特別措置法第8条の届出**を行った場合における、当該届出に係る**PCB廃棄物の保管**

# 4 産業廃棄物処理委託契約について

# 産業廃棄物の処理の流れ



# 産業廃棄物処理の委託契約



## 【委託基準】(法第12条第5項、6項)

- ・収集運搬業者
  - ・処分業者
- } それぞれと契約
- ・**書面での契約、法定事項を漏れなく記載**  
産業廃棄物の種類・数量・性状及び荷姿に関する事項、  
契約の有効期間、料金、等
  - ・**書面の添付**  
産業廃棄物処理業(収集運搬業、処分業)許可証

# 委託契約書における法定記載事項①

必要な条項	委託の種類への対応	
	収集運搬	処分
委託する産業廃棄物の種類	適用	適用
委託する産業廃棄物の数量	適用	適用
運搬の最終目的地	適用	
処分又は再生の場所の所在地		適用
処分又は再生の方法		適用
処分又は再生の施設の処理能力		適用
最終処分の場所の所在地		適用
最終処分の方法		適用
最終処分施設の処理能力		適用
委託契約の有効期間	適用	適用
委託者が受託者に支払う料金	適用	適用
産業廃棄物許可業者の事業の範囲	適用	適用
積替え又は保管（収集運搬業者が積替え、保管を行う場合に限る）		
積替え保管場所の所在地	適用	
積替え保管場所で保管できる産業廃棄物の種類及び保管上限	適用	
安定型産業廃棄物の場合、他の廃棄物との混合への許否等	適用	

# 委託契約書における法定記載事項②

委託者側から適正処理に必要な情報		
産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項	適用	適用
通常の保管で、腐敗・揮発等の性状の変化に関する事項	適用	適用
他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項	適用	適用
JIS C0950 に規定する含有マークの表示に関する事項	適用	適用
石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等 又は特定産業廃棄物が含まれる場合は、その旨	適用	適用
その他取り扱う際に注意すべき事項	適用	適用
契約期間中に適正処理に必要な情報（上記の 6 項目）に変更があった 場合の情報伝達に関する事項	適用	適用
委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項	適用	適用
委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱い	適用	適用

☆ 収集運搬と処分の両方の許可を持つ処理業者に収集運搬から処分までを委託する場合は、1本の契約書での契約が可能です。その場合の契約書は上表の両方（収集運搬、処分）の項目全てが含まれていることが必要です。

★法定記載事項は契約書の中に全てを記載する必要があります。  
東京都が排出事業者向けに作成している「モデル契約書」をご活用ください。

# WDS (廃棄物データシート)

■ 廃棄物を適正に処理するためには、**その廃棄物の特性に応じた処理が必要**です。

■ 処理過程において**有害物質等の情報が排出事業者から処理業者に十分提供されないことに起因する事故**や有害物質の混入等の課題が発生することがあり、廃棄物情報の適切な伝達が求められています。

■ そのため、処理過程における事故を未然に防止するため、情報提供の望ましいあり方をガイドラインとして環境省が示しました。

■ 平成 18 年 7 月から委託契約書の中に「有効期間中に適正処理に必要な情報に変更があった場合の情報伝達に関する事項」を記載することが義務付けられたことから、**排出事業者は、産業廃棄物の処理委託に当たって、廃棄物情報をWDS 等で通知し、これを基に処理業者と十分打合せを行うことが求められています。**

管理票

< 表 面 >

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。  
 ※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。  
 作成日 平成 年 月 日 記入者

1	排出事業者	名称 所在地	所属 担当者	TEL FAX	
2	廃棄物の名称				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載)	MSDSがある場合、CAS No.			
	成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4	廃棄物の種類 産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他( ) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石炭含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物			
	<input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 酸欠(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)				
5	特定有害廃棄物 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	アルキル水銀 ( ) トリクロロエチレン ( ) 1,3-ジクロロブタン ( ) 水銀又はその化合物 ( ) テトラクロロエチレン ( ) チウラム (有害) カドミウム又はその化合物 ( ) シクロクタン ( ) シマジン ( ) 鉛又はその化合物 ( ) 四塩化炭素 ( ) オヘンカルブ ( ) 有機燐化合物 ( ) 1,2-ジクロロエタン ( ) ベンゼン ( ) 六価クロム化合物 ( ) 1,1-ジクロロエチレン ( ) セレン ( ) 砒素又はその化合物 ( ) シス-1,2-ジクロロエチレン ( ) ダイオキシン類 ( ) シアノ化合物 ( ) 1,1,1-トリクロロエタン ( ) 1,4-ジオキサン ( ) PCB ( ) 1,1,2-トリクロロエタン ( )			
6	PRTR対象物質	届出事業所 (該当・非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (該当・非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。			
7	水道水源における 消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドランジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアミン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> ネオペンチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(臭素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物質(臭化カリウム等)			
8	その他含有物質 ( )には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△	硫黄 ( ) 塩素 ( ) 臭素 ( ) ヨウ素 ( ) フッ素 ( ) 炭酸 ( ) 硝酸 ( ) 亜鉛 ( ) ニッケル ( ) 銅 ( ) アルミ ( ) アンモニア ( ) ホウ素 ( ) その他 ( )			

9	有害特性 (有・無・不明)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他( )
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状( ) 臭い( ) 色( ) 比重( ) pH( ) 沸点( ) 融点( ) 発熱量( ) 粘度( ) 水分( )
11	品質安定性	経時変化(有・無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器( ) <input type="checkbox"/> 車面( ) <input type="checkbox"/> その他( )
14	排出頻度 数量	頻度(スポット・継続予定) ( ) kg・t・ $\mu$ g・m <sup>3</sup> ・本・缶・袋・個 / 年・月・週・日
15	特別注意事項 (有・無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】その他の情報

- ・ サンプル等提供 (均一サンプル有・不均一サンプル有・サンプルの一部有・サンプル無・写真有)
- ・ 産業廃棄物の発生工程等  
 「3 廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。工程図への記入でも可。  
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

排出事業者及び処理業者内容確認欄			
No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者 備考

< 変更履歴 >

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容

様式作成 環境省

# 5 産業廃棄物管理票（マニフェスト）

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度と趣旨

## 趣旨

- 排出事業者が廃棄物の処理状況を確認することで不法投棄などの不適正処理を未然に防止することが目的

**他者に廃棄物処理を委託しても  
排出事業者の処理責任は残る**

## マニフェスト制度

排出事業者は

- 引渡時に必要事項を記入したマニフェストを自ら交付する
- 交付したマニフェストの返送を確認する
- 期日まで返送されない場合は、必要な措置を講ずる
- 返送されたマニフェストは定められた期間保管する

## 産業廃棄物管理票 (マニフェスト)



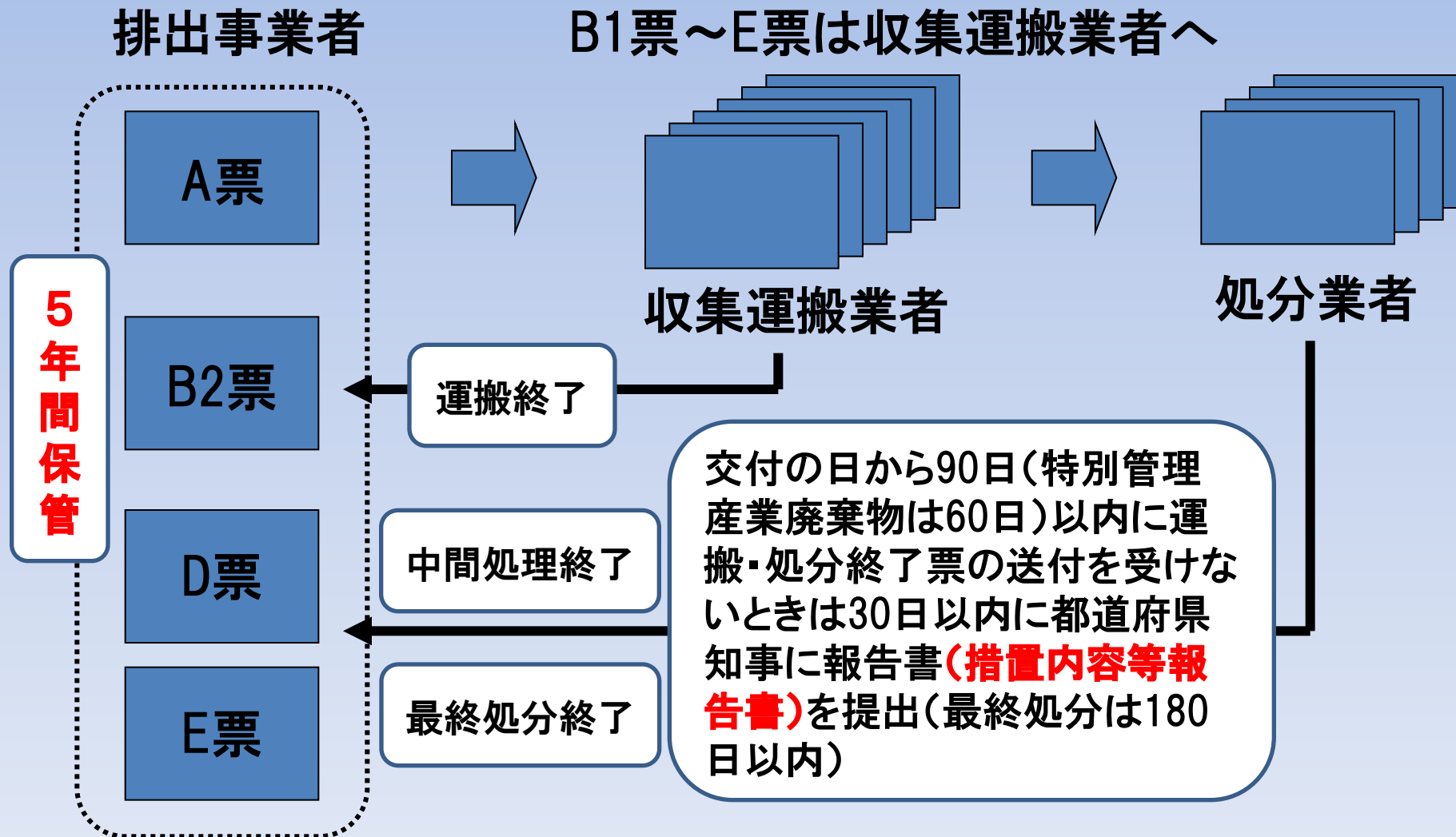
産業廃棄物を生ずる事業者は、その産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、**・産業廃棄物の引き渡しと同時に・**産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項を記載した**産業廃棄物管理票を交付しなければならない。**

(法第12条の3第1項)



引き渡した産業廃棄物と一緒に回付して、各段階における返送の確認により、排出事業者等が産業廃棄物の適正処理を確認するツール

# 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ



# 紙マニフェスト記載例（A票）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）記載例（1品目）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）A票

交付年月日 平成 27年 9月 6日 交付番号 21257367530 登録番号 交付事業者 東京太郎

排出事業者 東京〇〇株式会社 名称 新宿工事事務所  
住所 〒 東京都新宿区西新宿 2-0-△ 所在地 〒 東京都新宿区西新宿 □-○-△

種類(普通産業廃棄物)	種類(特別管理産業廃棄物)	数量(及び単位)	備考
<input type="checkbox"/> 2000 燃えがら	<input type="checkbox"/> 7000 引火性廃油	⑤ 10kg	⑥ フレコンバッグ (プラスチック容器)
<input type="checkbox"/> 2001 汚泥	<input type="checkbox"/> 7010 ミニ生体(有害)		
<input type="checkbox"/> 2002 廃油	<input type="checkbox"/> 7100 焼融(有害)		有害物廃棄物 処分方法 (破碎)
<input type="checkbox"/> 2003 焼融	<input type="checkbox"/> 7110 焼融(有害)		
<input checked="" type="checkbox"/> 2004 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 7200 廃アルカリ		
<input type="checkbox"/> 2005 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 7210 廃プラスチック類		
<input type="checkbox"/> 2006 紙くず	<input type="checkbox"/> 7220 紙くず		
<input type="checkbox"/> 2007 水くず	<input type="checkbox"/> 7230 紙屑性廃棄物		
<input type="checkbox"/> 2008 繊維くず	<input type="checkbox"/> 7240 繊維くず		
<input type="checkbox"/> 2009 動植物性残渣	<input type="checkbox"/> 7250 動植物性残渣		
<input type="checkbox"/> 2100 ゴムくず	<input type="checkbox"/> 7260 樹脂性廃棄物		
<input type="checkbox"/> 2200 燃えがら	<input type="checkbox"/> 7300 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 2300 汚泥	<input type="checkbox"/> 7400 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 2400 廃油	<input type="checkbox"/> 7500 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 2500 焼融	<input type="checkbox"/> 7600 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 2600 焼融	<input type="checkbox"/> 7700 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 2700 焼融	<input type="checkbox"/> 7800 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 2800 焼融	<input type="checkbox"/> 7900 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 2900 焼融	<input type="checkbox"/> 8000 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3000 焼融	<input type="checkbox"/> 8100 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3100 焼融	<input type="checkbox"/> 8200 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3200 焼融	<input type="checkbox"/> 8300 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3300 焼融	<input type="checkbox"/> 8400 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3400 焼融	<input type="checkbox"/> 8500 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3500 焼融	<input type="checkbox"/> 8600 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3600 焼融	<input type="checkbox"/> 8700 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3700 焼融	<input type="checkbox"/> 8800 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3800 焼融	<input type="checkbox"/> 8900 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 3900 焼融	<input type="checkbox"/> 9000 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4000 焼融	<input type="checkbox"/> 9100 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4100 焼融	<input type="checkbox"/> 9200 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4200 焼融	<input type="checkbox"/> 9300 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4300 焼融	<input type="checkbox"/> 9400 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4400 焼融	<input type="checkbox"/> 9500 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4500 焼融	<input type="checkbox"/> 9600 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4600 焼融	<input type="checkbox"/> 9700 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4700 焼融	<input type="checkbox"/> 9800 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4800 焼融	<input type="checkbox"/> 9900 燃えがら(有害)		
<input type="checkbox"/> 4900 焼融	<input type="checkbox"/> 9999 燃えがら(有害)		

備考 ( ) は、法に記載規定がない事項

管理票交付書(処分委託書)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)  
 廃棄物の種類  
 当票記載のとおり  
 委託契約書記載のとおり 〇〇県△市□×番地(又は 〇△環境(株)最終処分場)

運搬委託者 〇△環境 株式会社 名称 〇△環境 〇△グリーンセンター  
住所 〒 東京都新宿区 □-○-△ 所在地 〒 〇〇県△市□×番地

処分委託者 〇△環境 株式会社 名称 □運 ##保管センター  
住所 〒 〇〇県△市□×番地 所在地 〒 東京都新宿区 □-○-1△

発行元：公益社団法人 全国産業廃棄物連合会

交付年月日 平成 27年 9月 10日  
 交付番号 A  
 平成 27年 9月 19日 B  
 平成 27年 10月 25日 C

「運搬又は処分が終了した場合に、法の「終了の確認」として、照合年月日を記載している。」

- 廃棄物の引渡しと同時
- 廃棄物の種類ごと
- 運搬先ごと

排出事業者が自ら必要事項を漏れなく記載する

管理票の不交付、不回付、不送付、不記載、虚偽記載、保存義務違反、  
⇒1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

# 紙マニフェスト記載例（D票）

**産業廃棄物管理票（マニフェスト）D票**

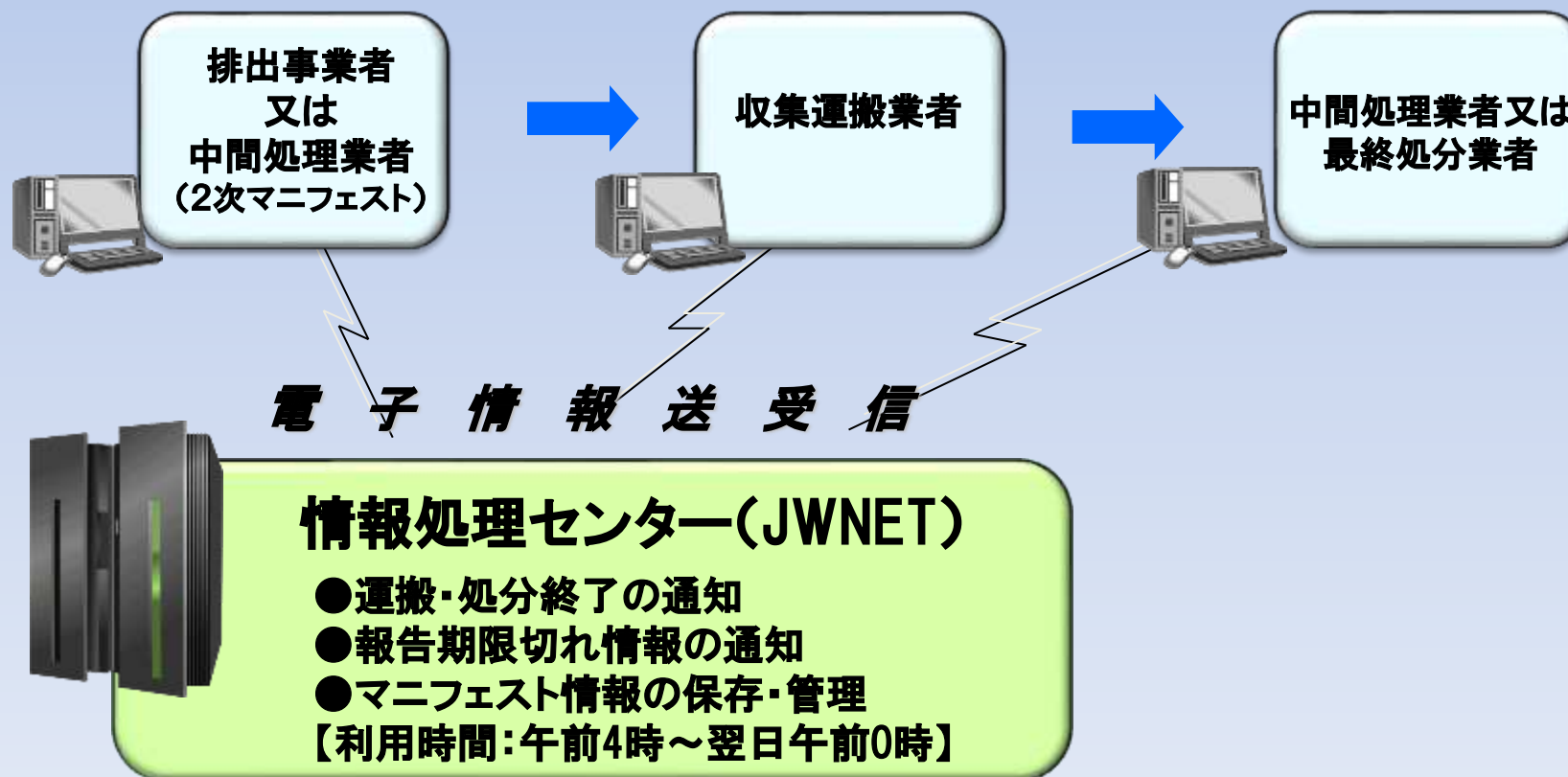
交付年月日 平成 27 年 9 月 16 日	交付番号 21257367530	登録番号	交付担当者 氏名 東京太郎
排出事業者 氏名又は名称 東京〇〇 株式会社	住所 〒 東京都新宿区西新宿 2-0-△	電話番号	名称 新宿工事事務所
			所在地 〒 東京都新宿区西新宿 0-0-△
種類（普通の産業廃棄物）		種類（特別管理産業廃棄物）	
<input type="checkbox"/> 8100 燃えがら	<input type="checkbox"/> 1200 金属くず	<input type="checkbox"/> 1000 引火性液体	<input type="checkbox"/> 2424 燃えがら（有害）
<input type="checkbox"/> 8200 汚泥	<input type="checkbox"/> 1300 石膏・珪酸塩（有害）	<input type="checkbox"/> 1010 引火性固体（有害）	<input type="checkbox"/> 2425 雑油（有害）
<input type="checkbox"/> 8300 廃油	<input type="checkbox"/> 1400 紙くず	<input type="checkbox"/> 2100 強酸	<input type="checkbox"/> 2426 汚泥（有害）
<input type="checkbox"/> 8400 廃酸	<input type="checkbox"/> 1500 がれき類	<input type="checkbox"/> 2110 強酸（有害）	<input type="checkbox"/> 2427 清酸（有害）
<input type="checkbox"/> 8500 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 1600 家畜のふん尿	<input type="checkbox"/> 2200 強アルカリ	<input type="checkbox"/> 2428 炭酸ガス（有害）
<input checked="" type="checkbox"/> 8600 プラスチック類	<input type="checkbox"/> 1700 家畜の死体	<input type="checkbox"/> 2210 炭酸ガス（有害）	<input type="checkbox"/> 2429 ばいじん（有害）
<input type="checkbox"/> 8700 紙くず	<input type="checkbox"/> 1800 ばいじん	<input type="checkbox"/> 2300 毒性化学物質	<input type="checkbox"/> 2430 汚染物（有害）
<input type="checkbox"/> 8800 木くず	<input type="checkbox"/> 1900 3号廃棄物	<input type="checkbox"/> 2410 PCB類	
<input type="checkbox"/> 8900 繊維くず	<input type="checkbox"/> 4300 放射性同位素	<input type="checkbox"/> 2421 岩石類等	
<input type="checkbox"/> 1000 動植物性残さ		<input type="checkbox"/> 2422 指定下水汚泥	
<input type="checkbox"/> 1100 ゴムくず		<input type="checkbox"/> 2423 紙くず（有害）	
数量（及び単位） 10kg フレコンバッグ（プラスチック容器）			
有害物質等		処分方法 (破碎)	
備考・通信欄			
中間処理 産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 廃棄記録のとおり <input type="checkbox"/> 当票記載のとおり			
最終処分 の場所 名称/所在地/電話番号 委託契約書記載のとおり 当票記載のとおり 〇〇県△市□×番地 (〇△環境(株)最終処分場)			
運搬受託者 氏名又は名称 〇運搬 株式会社	住所 〒 東京都新宿区 0-0-△	電話番号	名称 〇△環境 〇△クリーンセンター
			所在地 〒 〇〇県△市□×番地
処分委託者 氏名又は名称 〇△環境 株式会社	住所 〒 〇〇県△市□×番地	電話番号	名称 〇運 ##保管センター
			所在地 〒 東京都新宿区 0-0-1△
運搬の委託 (委託者の氏名又は名称) (運搬受託者の氏名)	〇運輸 運搬△朗	受領印 平成 27 年 9 月 8 日	数量（及び単位） 0.5kg
処分委託 (委託者の氏名又は名称) (処分委託者の氏名)	〇△環境 処分□雄	受領印 平成 27 年 9 月 15 日	最終処分 平成 27 年 9 月 15 日
名称/所在地/電話番号 (委託契約書記載の場所においては委託契約書記載の番号) 1売却: 〇〇県△市□×番地 〇△環境〇△クリーンセンター-5kg 27/9/15			
発行元: 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会			

廃棄物の処分完了後、  
排出事業者に戻って来る。  
→受託者が必要事項を記載している  
か確認  
→5年間の保存義務

# 電子マニフェストの概要

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組み

排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者の加入が必要



# 電子マニフェストのメリット

- マニフェストをシステム上で**自動保存するため、紛失の心配なし**
- システムにより、**法定記載項目の入力漏れや、処理の確認期限切れを防止**
- 排出事業者、収集、処分業者の3者が**情報共有し、勝手にデータ修正等ができない**
- マニフェスト交付状況の**行政報告が不要**  
(JWNETが一括報告)

**事務の効率化、法令遵守の徹底、データの透明性**

# 電子と紙の比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	<p>○廃棄物を収集運搬業者または処分業者に引渡した日から、<b>3日以内※</b>にマニフェスト情報をJWNETに<b>登録</b></p> <p>※3日以内には以下の①～③は含まれません。            ①廃棄物を引渡した日            ②土日及び祝日(国民の休日)            ③年末・年始(12月29日～1月3日)</p>	<p>廃棄物を収集運搬業者または処分業者に<b>引渡しと同時に</b>、マニフェストを<b>交付</b></p>
処理終了確認	<p>JWNETからの運搬終了報告、処分終了報告、最終処分終了報告の<b>通知(電子メール等)や一覧表により確認</b></p>	<p>○運搬終了報告:B2票とA票を<b>照合</b>して確認            ○処分終了報告:D票とA票を<b>照合</b>して確認            ○最終処分終了報告:E票とA票を<b>照合</b>して確認</p>
マニフェストの保存	<p>マニフェストの<b>保存が不要</b>            (JWNETが保存、5年分は照会・ダウンロード可能)</p>	<p>○交付したマニフェスト<b>A票を5年間保存</b>            ○収集運搬業者及び処分業者より送付されてきた<b>B2票、D票、E票を5年間保存</b></p>
産業廃棄物管理票交付等状況報告	<p>都道府県・政令市に排出事業者からの<b>報告は不要</b>            (JWNETが報告)</p>	<p>報告書を作成し、都道府県・政令市に排出事業者が<b>自ら報告書を提出</b></p>

# 現状①（電子化率等）

## 全国登録件数と電子化の推移



※JWセンター集計 電子化率は分母を5千万で固定

## 現状②（都内処理業者数）

- 電子マニフェスト対応  
処理業者数

→産廃処理業者検索  
システムで表示可

○収集運搬 約4,800事業者

○処分 約230事業者

\*検索システム

→「東京都 産業廃棄物処理  
業者検索」でクリック

[https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search\\_input.aspx](https://www.kankyo-sanpai.metro.tokyo.lg.jp/sanpaisearch/search_input.aspx)

**産業廃棄物処理業者情報の検索**

東京都知事の許可を受けている許可業者の情報を検索することができます。  
検索条件を一つ以上入力して、「検索」ボタンをクリックしてください。

※JavaScriptを有効にしてください。

都独自の優良認定  産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナル  産廃エキスパート  産廃プロフェッショナル  
東京都の実施している第三者評価制度における認定業者から選択する場合はチェックを入力してください

許可番号   
都許可番号(13～X10桁)あるいは統一許可番号(6桁)を半角数字で入力ください。

業者名   
業者名の全体か、一部をご入力ください。

代表者氏名   
代表者氏名の全体か、一部をご入力ください。

許可住所   
業者の本社所在地の全体か、一部をご入力ください。

施設住所   
業者の施設所在地の全体か、一部をご入力ください。

業の区分  処分  
業の区分を必ず選択してください

許可年月日 西暦  年  月  日～  年  月  日 →[検索方法ヘルプ](#)  
許可年月日は、初めて許可を取得した日のことを言います。

取り扱う産業廃棄物

<input type="checkbox"/> 燃え殻	<input type="checkbox"/> 汚泥	<input type="checkbox"/> 廃油	<input type="checkbox"/> 廃酸
<input type="checkbox"/> 廃アルカリ	<input type="checkbox"/> 廃プラスチック類	<input type="checkbox"/> 紙くず	<input type="checkbox"/> 木くず
<input type="checkbox"/> 繊維くず	<input type="checkbox"/> 動植物性残渣	<input type="checkbox"/> 動物系固形不要物	<input type="checkbox"/> ゴムくず
<input type="checkbox"/> 金属くず	<input type="checkbox"/> ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<input type="checkbox"/> 鉱さい	<input type="checkbox"/> がれき類
<input type="checkbox"/> 動物のふん尿	<input type="checkbox"/> 動物の死体	<input type="checkbox"/> ばいじん	<input type="checkbox"/> 政令13号物

取り扱う産業廃棄物の種類を選択してください。  
複数選択した場合は、選択した全ての産業廃棄物を扱う業者が表示されます。

石棉含有産業廃棄物  水銀使用製品産業廃棄物  水銀含有ばいじん等

登録車両番号   
車両番号の全体をご入力ください。  
ナンバー、ボディ、右などを入力しないでください。【例】東京00あ000

電子マニフェスト  有  
選択した場合は(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JVNFT)に「加入情報の公開可」にして登録した業者が表示されます。

検索

# 参 考 情 報

- JWセンターHP

- 電子マニフェストをはじめよう(冊子)
- 電子マニフェスト早わかりムービー

- 庁内ポータルサイト



- 環境局作成動画「電子マニフェストの利用に向けて」

## 【YouTube動画】

- ・環境局HPに掲載
- ・「資源循環推進部 YouTube」で検索！

[https://www.youtube.com/watch?v=ugw-uG\\_q9qQ](https://www.youtube.com/watch?v=ugw-uG_q9qQ)



## 6 不適正な処理委託の事例等

## 不適正な処理委託の事例



- 産業廃棄物の許可のない出入りの納品業者等に廃棄物の処理を依頼
- 清掃委託業者に廃棄物の処理を任せている
- 処分業の許可を持たない収集運搬業者に処分も含めて委託している
- 契約書を作成していない、契約書必要記載項目に不備がある
- マニフェストを交付していない
- マニフェストの記載を収集運搬業者に任せている

## こんな処理業者には**要注意**！



- 契約書を交わそうとしない
- 「マニフェストはこちらで作成します」と言う  
収集運搬業者
- 「中間処理業者はこちらで選んでおきますから」と言う  
収集運搬業者
- 「なんでも処理できますよ」と言う処理業者
- リサイクルするので、契約やマニフェストは不要  
ですと言う処理業者
- 「うちはリサイクル業者ですから、産業廃棄物  
処理業の許可は不要なんです」と言う処理業者

# 7 措置命令、罰則

# 排出事業者責任を果たしていない？



## 処理委託しても責任を問われることがある

### 委託基準違反

《例》 ●無許可業者に廃棄物処理を委託した

### マニフェスト交付義務違反等

《例》 ●マニフェストの交付・保存が不適切

### 注意義務違反

《例》 ●著しく安い処理料金で業者に委託

●処理の状況の未確認

不法投棄等

不法投棄等

生活環境保全上の支障があり、行為者の資金力不足等により原状回復が困難な場合

排出事業者に  
**懲役  
罰金**

排出事業者  
**措置  
命令**  
(都道府県知事より撤去命令が出される)



## 措置命令（廃棄物の撤去命令） 【第19条の5、19条の6】

### ・措置命令とは…

「廃棄物を撤去しなさい」と命令できる  
行政処分

⇒ 不法投棄等の実行行為者だけでなく、  
**排出事業者等にも命令**できる

＊青森・岩手県境不法投棄事案でも、  
無許可業者に委託した、大手の物流会社や  
玩具メーカー等が命令を受け廃棄物を撤去

# 青森・岩手県境不法投棄

不法投棄のあった岩手・青森県境の現場（投棄量約 151 万トン）



出典：岩手県HP

# 東京都内で実際にあった事例

- 平成15年2月、都内の医療機関及びクリーニングチェーン店から回収された感染性廃棄物等（感染性廃棄物1,330箱、廃液250個、クリーニング廃棄物2トントラック5台分）が八王子市内の駐車場等に放置されているのが発見される。



# 廃棄物処理法の罰則



違反項目：排出事業者に係る主なもの	罰則
廃棄物の不法投棄、不法焼却、不正輸出	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科(法人重課 3億円以下の罰金)
無許可業者への委託	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科
措置命令(支障の除去)違反	
委託基準違反(許可内容未確認、契約書不備など)	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又は併科
改善命令違反	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
マニフェスト不交付、不正交付	
マニフェスト保存義務違反	
特別管理産業廃棄物管理責任者設置義務違反	30万円以下の罰金
報告徴収違反、立入検査に対する拒否・妨害	

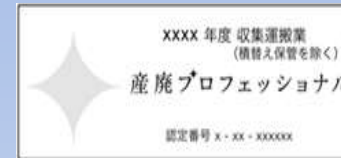
これまで解説したように、排出事業者責任は重く、不適正処理を行うと罰則が適用されたり、措置命令等の行政処分が行われる場合があります。

このため、都では、安心して信頼できる処理業者を選択するためのツールとして「**第三者評価制度**」を設け、**産廃エキスパート**、**産廃プロフェッショナル**として認定しています。

# 8 優良認定業者の活用

# 優良認定制度の活用

## 産業廃棄物処理業者の「第三者評価制度」 ～東京都優良性基準適合認定制度～



### 【概要】

都が平成21年10月に全国で初めて創設した、産業廃棄物処理業者の**適正処理・資源化・環境負荷低減**の取組に係る第三者評価制度。業者の任意の申請に基づき、第三者評価機関として都が指定した（公財）東京都環境公社が評価・認定する制度。

### 【ねらい】

- ① 排出事業者に信頼できる処理業者情報の提供
- ② 優良な処理業者の育成と適正処理の推進
- ③ 健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展

# 優良認定制度の概要

項目	産廃エキスパート・プロフェッショナル 第三者評価制度（都認定制度）	優良産廃処理業者 （国認定制度）
目的	適正処理、資源化、環境負荷に積極的に取り組む事業者の優良性を評価し、もって適正処理、資源化、循環型社会形成に寄与	優れた処理能力・実績を持つ業者への特例付与と優良業者へ委託しやすい環境を整備することにより処理の適正化
評価主体と手法	東京都知事の第三者評価機関の評価員が書面審査及び現地審査により認定	許可権者（都道府県知事又は政令市長）が書面審査により認定
認定数	産廃エキスパート <u>143社</u> 産廃プロフェッショナル <u>73社</u> （令和7年4月時点）	<u>625社</u> （令和7年4月時点） ※都の業に付与している者に限る
情報提供	東京都 公益財団法人東京都環境公社	産廃情報ネット

# 優良認定業者の確認①

## ・都認定業者

✓ 東京都産業廃棄物処理業者検索システム(環境局HP)

➡ 産廃エキスパート、プロフェッショナルを上位に表示

合計 10 件 1 / 1 ページ

検索結果PDF出力

※(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(JWNET)の登録情報より表記しています

都独自の優良認定	許可番号	業者名		電子マネーリスト※	施設種類 (○は取扱い可能、△は限定ありの取扱い)																						
	業の区分	代表者氏名			取扱い廃棄物																						
	許可期限	郵便番号	許可住所		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	繊維くず	動物性残渣	動物系固形不要物	ゴムくず	金属くず	ガラス陶磁	鉱さい	がれき類	動物のふん尿	動物の死体	ばいじん	政令13号	石綿含有産業廃棄物	水銀含有製品産業廃棄物	水銀含有ばいじん等
★	収集運搬 2022/05/	代表取締役	東京都世田谷区	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
★	収集運搬 2027/05/	代表取締役	東京都世田谷区		○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	収集運搬 2024/03/	代表取締役	東京都世田谷区	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

# 優良認定業者の確認②

## ・国認定業者

✓ 産業廃棄物処理事業振興財団検索サイト  
(さんぱいくん)

➡ 都道府県及び政令市別に表示可能

WMF 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

さんぱいくん | さんぱいくん

さんぱいくんホーム | データ閲覧・検索メニュー

### 優良認定業者検索

都道府県・政令市において、廃棄物処理法に基づき優れた能力と実績を有する産廃処理業者(優良認定業者)として認定され、環境省に報告された事業者を検索します。  
(最終更新日: 2023(令和5)年04月19日)

優良認定をした自治体 (選択はこちら)	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかの自治体で優良認定を受けている 指定なし
優良認定を受けた業の区分	<input checked="" type="checkbox"/> いずれかの区分で優良認定を受けている <input type="checkbox"/> 産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物収集運搬業 <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処分業 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物処分業
電子マニフェスト対応	<input type="checkbox"/> 収集運搬業 <input type="checkbox"/> 処分業
業者番号	<input type="text"/> ※半角数字 (許可番号の下8桁)
処理業者名	<input type="text"/> ※全角50文字以内



# 9 有害物等の廃棄物処理について (アスベスト)

# アスベスト（石綿）廃棄物について

## ○廃石綿等（飛散性アスベスト、レベル1、レベル2）

- ・ 建築物その他の工作物（建築物等）に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたものから石綿建材除去事業により除去された当該石綿。
- ・ 人の接触、気流及び振動等により石綿保温材等と同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材
- ・ 特別管理産業廃棄物として特に慎重に処理

## ○石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト、レベル3）

- ・ 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの
- ・ 普通の産業廃棄物として処理（破碎せずに埋立）

# アスベスト含有建材の産業廃棄物の種類

対 象	石綿含有吹付け材		保温材・断熱材・耐火被覆材		保温材	石綿含有成形板等 (石綿含有けい酸カルシウム板第1種、石綿含有下地調整塗材)・石綿含有仕上塗材
					保温材	
作業内容	除去	封じ込め 囲い込み	通常の除去	掻き落とし等 による除去	非石綿部で切断・ 搬出	手ばらし解体
基本レベル	レベル1		レベル2	レベル1に準じ る	レベル2	レベル3
産業廃棄物の 分類	特別管理産業廃棄物 (廃石綿等)					石綿含有産業廃 棄物
主な使用用途	鉄骨、はり耐火被覆材 天井断熱材 機械室吸音材		配管保温材 煙突断熱材			天井、壁材 住宅屋根材、外壁材 建築用仕上塗材 等

注) 作業に使用したシート、マスク、保護衣、作業着等は特別管理産業廃棄物と同等に  
解釈される場合がありますので、取扱いについては各自治体にお問い合わせ下さい。

# アスベスト廃棄物の取扱い（保管場所の表示）

【石綿含有産業廃棄物の保管場所の例】

産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃プラスチック、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む)
管理者の氏名及び連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

【廃石綿の保管場所の例】

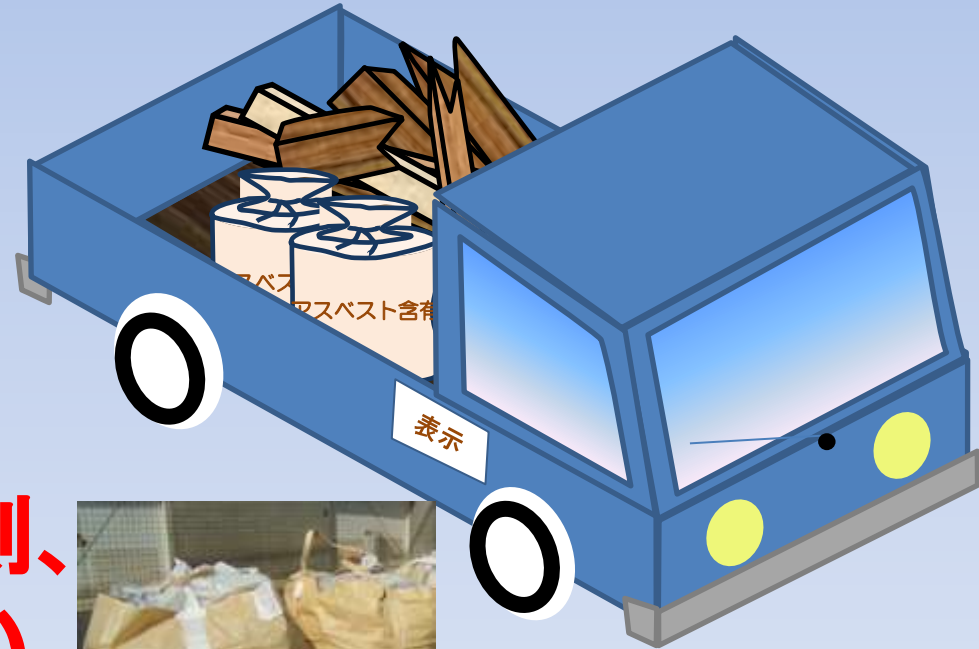
特別管理産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	廃石綿等
管理者の氏名及び連絡先	〇〇〇〇〇会社 電話 〇〇〇〇 ××××
最大保管高さ (屋外で容器を用いずに保管する場合に記載)	〇〇m

60cm × 60cm以上の大きさ

# アスベスト廃棄物の措置



容器に入れるなどして、他の物と分けて運搬



石綿含有廃棄物は、原則、運搬途中で破碎等しない



# アスベスト廃棄物の処分

**破砕等の処理は認められていません！**

## ① 溶融

ア 溶融設備で溶融

イ 溶融後は、普通の産業廃棄物  
(ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)

## ② 最終処分(埋立)

ア 廃石綿等 ・大気中への飛散防止措置(二重梱包)  
・管理型処分場の一定の場所に埋立て  
・飛散防止の覆土

イ 石綿含有産業廃棄物  
・安定型処分場の一定の場所に埋立て

## 参考資料（ホームページ）

### ●環境省

「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）」

<https://www.env.go.jp/content/900534247.pdf>

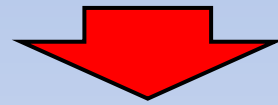
### ●国土交通省「目で見るアスベスト建材」

[https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425\\_3/01.pdf](https://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf)

# 9 有害物等の廃棄物処理について (水銀)

# 水銀廃棄物に関する廃棄物処理法施行令の改正経緯

- 平成25年10月 「水銀に関する水俣条約」の採択
- 平成27年 2月 中央環境審議会「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」
- 平成27年11月 「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の公布



## 「廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令」の改正概要

廃掃法上の区分	平成28年4月1日施行	平成29年10月1日施行
廃水銀等	「廃水銀等」を特別管理産業廃棄物に指定 など	処分基準の追加 など
水銀含有ばいじん等	—	「水銀含有ばいじん等」の区分新設 など
水銀使用製品産業廃棄物	—	「水銀使用製品産業廃棄物」の区分新設 など

# 水銀廃棄物の廃棄物処理法上の分類（イメージ）

## 特別管理産業廃棄物

①廃水銀等

②特定有害産業廃棄物  
(鉍さい、ばいじんなど5品目)

## (普通の) 産業廃棄物

③水銀含有ばいじん等  
(ばいじん、鉍さいなど6品目)

④水銀使用製品産業廃棄物  
(金属くず、廃プラなど20品目)

水銀廃棄物だが、法令上①～④に該当しない物  
(性状により①～④に準じた取扱いが望ましい)





例えば、廃蛍光灯の処理なら・・・  
**品目：(廃プラ)、金属くず、ガラスくず**  
**区分：水銀使用製品産業廃棄物**  
 の記載が許可証に必要です。

処理業者の許可申請・届出

廃水銀等 特別管理産業廃棄物 平成 28

事業種別許可、処分種別許可

廃水銀等の収集運搬業者又は処分業を行うため、運搬許可又は処分管理産業廃棄物処分業許可は、変更許可の手続きが必要です。

高純度種別許可

廃水銀等の高純度種別は、廃棄物処理法 15 条の高純度種別許可が必要です。

必要書類等、手続の詳細は東京都環境局のホームページ、または、産業廃棄物処理課にお問い合わせください。  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/01/01\\_01\\_01\\_01.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/01/01_01_01_01.html)

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 産業廃棄物 平成 29 年 10 月 1 日から施行

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物について、平成 29 年 10 月 1 日より、許可においてその取扱いを別らにすることとなりました。

東京都では、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者として、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物を引き継ぎ取り扱う方に対して、

平成 34 年 9 月 30 日までの間、変更届の手続きにより、許可証を交付しています(平成 29 年 7 月 18 日から受付しています)。

なお、平成 34 年 10 月 1 日以後は、変更許可の手続きを取り換えることとなります。

(許可証の記載事項)

品目 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず  
 区分 産業廃棄物の種類：廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず  
 (水銀使用製品産業廃棄物と表示)

経過措置として、同基準廃棄物を届出から取り扱ってきた産業廃棄物処理業者は、平成 34 年 9 月 30 日までは、上記の許可証の更新を済ませるまでの間も、引き続き取り扱うことが出来ます(ただし、下記の処理基準等の遵守は必要です！)。

処理基準の遵守を確認するため、運搬容器や取扱の写真等を変更届に添付して提出していただく必要があります。必要書類、手続の詳細は東京都環境局のホームページ、または、産業廃棄物処理課にお問い合わせください。  
[http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial\\_waste/01/01\\_01\\_01\\_01.html](http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/resource/industrial_waste/01/01_01_01_01.html)

排出事業者の委託基準等

～排出事業者は、水銀廃棄物の処理を他人に委託するに際して、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の一般的な規定に加え、以下の事項が必要となります～

廃水銀等 特別管理産業廃棄物 特別管理産業廃棄物処理業の許可で、廃水銀等を許可品目として持っている処理業者に委託する必要があります。委託契約書やマニフェストには、廃棄物の種類として「廃水銀等」を記載する必要があります。

水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物 産業廃棄物 平成 29 年 10 月 1 日から施行

委託契約書の記入例

品目/種類：蛍光灯/ガラス陶磁器くず・金属くず・廃プラスチック類(水銀使用製品産業廃棄物)※5

数量、価格：※4kg、〇〇円

※5 別用している契約書の各欄式に合わせてこれらの項目を記載してください。WDS 参照時、別紙欄目によりこれらの項目や数量を補記することも可能です。下記(参考)参照、※6

(1) 処理業者の許可の範囲

処理業者の産業廃棄物処理業許可の範囲に当該廃棄物の種類、限定条件が含まれている者に委託することが必要です(経過措置などは、上記「処理業者の許可申請・届出」の項を参照してください)。

(2) 委託契約書

委託契約書に水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれている場合はその旨を記載してください。WDS などを用いて適正処理に必要な情報を委託者に伝えることが必要です(契約継続中であっても、廃棄物の性状等に変更があるときは WDS を再発行するなど請求に必要な情報を迅速してください)。

経過措置として、既に契約している契約書については、次の契約更新時に当該事項を記載してください。

(3) 処理業者の処理方法の確認

廃棄物の性状(水銀濃度、製品の種類など)に応じた処理(水銀回収、排出ガスの処理など)を適切に行える処理業者に委託することが必要です。中間処理を委託するためには、水銀が気化中に放出しない措置が講じられた施設のある処理業者に委託することが必要です。

廃棄物の処理方法

(1) マニフェスト

マニフェストに水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が含まれる場合はその旨及びその数量を記載する必要があります。

(2) 情報の伝達

引き渡しの際、必要に応じて、マニフェストの欄外に記載する等して、水銀含有ばいじん等又は水銀使用製品産業廃棄物が水銀回収の必要なものである場合はその旨、水銀が使用されている部品・材料の処分等の必要な情報を処理業者に伝えるよう努めてください。

※6 (参考！) 「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」は、「廃プラスチック類」、「ガラス陶磁器くず」、「市泥」、「ばいじん」などのような廃棄物の種類(品目)ではなく、各品目の限定条件を表す言葉です。例えば、右向き産業廃棄物(非可燃性アスベスト)であるガラス陶磁器くずを、「ガラス陶磁器くず(右向き産業廃棄物)」と表示することと同じ扱いです。

⑤排出事業者の委託基準等

- 水銀廃棄物の処理委託時の契約書、マニフェストの記載など
- 廃棄物の内容に応じて、「廃水銀等」、「特定有害産業廃棄物」、「水銀含有ばいじん等」、「水銀使用製品産業廃棄物」を扱えることが許可証に記載された処理業者への委託が必要(経過措置における例外あり)

# 東京都環境局リーフレット「水銀廃棄物の取扱いについて」(4/4ページ)

**水銀廃棄物の処理基準** ～水銀廃棄物については、産業廃棄物や特別管理産業廃棄物の一般的な処理基準に加え、以下の処理基準が新たに規定されました～

水銀等（新設）	特別管理産業廃棄物	廃棄基準及び収集運搬基準 平成29年4月1日から施行 処分基準 平成29年10月1日から施行
<b>廃棄基準</b> (1) 容器に入れて密封する等飛散・流出・揮発の防止措置 (2) 漏洩にさらされないための必要な措置 (3) 漏洩の防止のために必要な措置	<b>収集運搬基準</b> (1) 他の物と区分して運搬 (2) 運搬容器（密閉できること、収納しやすいこと、損傷しにくいこと）に収納 (3) 覆替え・保管を行う場合は、左記の保管基準と同様の措置	<b>中間処理基準</b> （酸化・固定化） 水銀等の単立処分を行う場合には、あらかじめ酸化し、及び固定化することが必要です。 (1) 精製設備を用いて精製し、酸化設備を用いて酸化と化学反応させて酸化水銀とする（令8条の5第1項3号ル、平4令第194号） (2) 酸化設備を用いて結合剤（改良炭素）により固定化する（附52条第5号） (3) 上記(1)(2)の酸化・固定化した廃水銀等（廃水銀等処理物）などは処理後も特別管理産業廃棄物となります。精製に伴って生じた残渣のみは特別管理産業廃棄物から除外されます（規則1条の2第6項）。
<b>最終処分基準</b> 酸化・固定化した廃水銀等（廃水銀等処理物）は、単立処分基準を超過した場合は適型型単立処分場で、同基準以下である場合は過剰措置がとられた管理型単立処分場で処分してください（令8条の5第1項2号イ・フ、規則8条の12の3）。 ※7 排出濃度が水銀：0.005mg/L以下、アルカリ水銀：不検出 ※8 ①一定の濃度において分散しないよう行う。②他の物と区分する措置。③水銀の流出を防止する措置。④雨水の浸入を防止する措置		
<b>特別管理産業廃棄物</b> である水銀等と <b>特別管理産業廃棄物</b> である水銀等は、区分しないで処理することができます（規則8条の4）（新設）。		
水銀含有ばいじん等（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
<b>廃棄基準</b> 廃棄物の「廃棄物の種類」欄に水銀含有ばいじん等が含まれる旨を記載 (例) 汚泥（水銀含有ばいじん等）	<b>収集運搬基準</b> (1) 性状に応じて必要に応じて二重ごみ袋や高圧封筒の措置を執ることが望まれます。 (2) 覆替え・保管を行う場合は左記の保管基準と同様の措置	<b>中間処理基準</b> 処分又は再生を行う場合は次による必要があります。 (1) 水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置を講ずること。 (2) 以下のものは、あらかじめ焙焼その他の方法により、水銀回収（当該廃棄物から水銀を分離して取り出し、回収すること）すること。※9 ・ばいじん、燃えがら、汚泥、乾土等：含有量1,000mg/kg以上 ・塵埃又は燃アスカリ：含有量1,000mg/L以上（これらの濃度以下のものも水銀回収するよう努めることが望まれます。） (3) 単立処分先立ち、ばいじん、燃えがら、汚泥は単立処分基準（水銀：0.005mg/L、74種水銀：不検出）以下となるよう処理（平4令第194号）するが、又は固定化（附52条第5号）すること（固定材には既アルカリセメント等を使用すること）。 (4) 回収した水銀を処分する場合は、「廃水銀等」として取り扱うこと。
		※9 <b>特別管理産業廃棄物</b> である、乾土、ばいじん、汚泥及び塵埃・燃アスカリも、同様の含有量のものは水銀回収が必要。（規則8条の12の3の2）（新設）。
<b>最終処分基準</b> 単立処分基準（水銀：0.005mg/L、74種水銀：不検出）以下のものは管理型単立処分場で、超過している物は適型型単立処分場で処分する必要があります。		
水銀使用製品産業廃棄物（新設）	産業廃棄物	平成29年10月1日から施行
<b>廃棄基準</b> (1) 他の物と混合しないための仕切りを設ける等の措置 (2) 廃棄物の「廃棄物の種類」欄に水銀使用製品産業廃棄物が含まれる旨を記載（例）ガラスくず、汚泥（水銀使用製品産業廃棄物） (3) 破損、水銀の流出を防止すること。破損した物は密閉した容器に入れる等、水銀が飛散、流出しないよう措置すること。	<b>収集運搬基準</b> (1) 研砕することのないような方法により、かつ、その他の物と混合するおそれのないように区分して収集・運搬すること。 (2) 覆替え・保管を行う場合は、上記の保管基準と同様の措置	<b>中間処理基準</b> 処分又は再生を行う場合は次による必要があります。 (1) 水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置を講ずること。切削、洗浄、破砕等の中間処理を行う場合は、排気処理設備を備えた密閉された施設等で行う等の措置を講ずること。 (2) 水銀使用製品産業廃棄物や自白のもの（前2頁(1)及び(3)）は、あらかじめ焙焼等の方法又は貯入された水銀を分離する方法によって、水銀が大気中に飛散しないよう必要な措置が講じられている方法により、水銀回収（当該廃棄物から水銀を分離して取り出し、回収すること）すること（それら以外の水銀使用製品産業廃棄物も水銀回収するよう努めることが望まれます。） (3) ガラスくず等の破砕処理物は、排出試験（附48条第13号）の結果を踏まえ、適切に処分又は再生し、単立処分する場合は、必要に応じて不活化等（平4令第194号）（附52条第5号）の措置を行うことが望まれます。 (4) 中間処理後において、ばいじん、燃えがら、汚泥、塵埃・燃アスカリであるものは、排出試験（附48条第13号）、含有量試験の結果を踏まえ、適切に処分すること。 (5) 回収した水銀を処分する場合は、「廃水銀等」として取り扱うこと。
<b>最終処分基準</b> 安定型最終処分場に埋立ててはならない（水銀回収等の処理を施したものであっても同様です。）。		

より詳しい情報は、「水銀廃棄物ガイドライン」（環境省大臣官庁廃棄物・リサイクル対策部 平成29年6月）等を参照してください。  
 平成29年10月1日施行 東京都環境局

## ⑥各水銀廃棄物の処理基準

● 排出事業者による事業所での保管時には**保管基準の遵守**が、自らの運搬時には**収集運搬基準の遵守**が必要

● 処理業者（収集運搬業者、処分業者）への委託では、**その業者が処理基準を遵守していることの確認**が大切

# 参考資料（ホームページ）

## ●東京都環境局「水銀廃棄物の取扱いについて」

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial\\_waste/index.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.html)

※ 本日よりご紹介したリーフレット

「水銀廃棄物の取扱いについて」のPDF版を掲載

## ●環境省「水銀廃棄物関係」

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/>

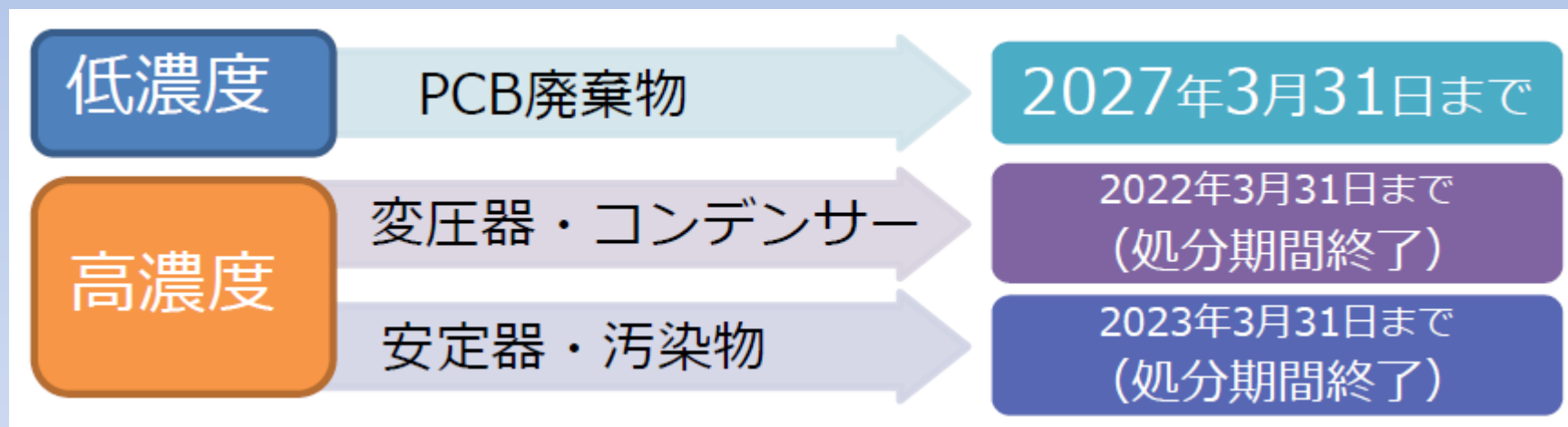
「水銀廃棄物ガイドライン」

「廃棄物処理法施行令等の改正に関するQ&A」など

# 9 有害物等の廃棄物処理について (PCB)

# PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

処理期限が法律で定められています！  
期限内処理にご協力をお願いします。



→詳細はコチラ

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial\\_waste/index.files/PCB.pdf](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/data/publications/resource/industrial_waste/index.files/PCB.pdf)

# 10 リチウムイオン電池 混ぜて 捨てちゃダメ！プロジェクト

# 危険! リチウムイオン電池

## 混ぜて 捨てちゃダメ!

(例)●●市では、危険・有害ごみで回収しています!



リチウムイオン電池は、過度な力が加わると発熱・発火し危険です!



○リチウムイオン電池 混ぜて捨てちゃダメ! プロジェクト (東京都)

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/resource/recycle/battery/>



○リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン (環境省)

[https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/campaign.html](https://lithium.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/campaign.html)

# 11 まとめ

# 適正な産業廃棄物処理に向けて



- 処理委託するまでの産業廃棄物の保管は適正か
- 産業廃棄物処理委託契約は適正か
- マニフェストの交付・確認・保管は適正か
- 処理料金は適正か。直接払いか
- 処理（運搬・処分）状況の確認は行っているか
- 優良業者の活用を（第三者評価制度等）
- 有害廃棄物はそれぞれの基準を遵守できているか

## 参考情報（パンフレット類）

- ☆ パンフレット、ガイドブック等
  - 「東京都 産業廃棄物 広報」でクリック
    - 産業廃棄物適正処理ガイドブック（令和元年10月）
    - 産業廃棄物適正処理ハンドブック（令和4年5月）
    - 水銀廃棄物の取扱いについて（平成30年5月）
    - 建設廃棄物を適正に処理するために（平成23年10月）
    - 建設工事・解体工事を行う皆様へ（令和4年5月）
  
- ☆ 産業廃棄物処理委託モデル契約書
  - 「東京都 産業廃棄物モデル契約書」でクリック

## 参考情報（重要通知、連絡先等）

### ☆ 環境省通知

- 産業廃棄物管理票制度の運用について  
（平成23年3月17日）
- 廃棄物処理に関する排出事業者責任の徹底について  
（平成29年3月21日）
- 排出事業者責任に基づく措置に係る指導について  
（平成29年6月20日）
- 行政処分の指針について  
（令和3年4月14日）

### ☆ 処理業者を探す

- 東京都処理業者検索システム  
「東京都 産業廃棄物 処理業者」でクリック
- 東京都産業資源循環協会 03-5283-5455

### ☆ 全般的なお問合せ

- 東京都環境局資源循環推進部産業廃棄物対策課指導担当  
03-5388-3586

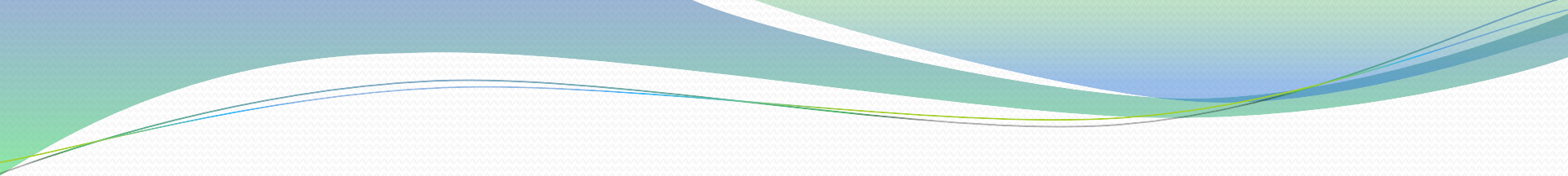
産業廃棄物の適正処理にご協力を  
お願いいたします！



研修、お疲れ様でした。

# 工場における 環境確保条例上の基本的な義務と 公害に関する法令等の最新の動き

東京都環境局環境改善部  
大気保全課基準担当



公害と聞いて何を思い浮かべますか

# 公害とは

法令上は、それぞれの現象面に着目して、特定の環境の侵害を列挙し、定義している。



昭和30年代 場所不明  
林立しているのは、**工場の煙突**です。  
このように、当時は一般の住宅と工場  
が軒を接していました。**黒い煙が街を  
覆い、空はどんより曇り、遠くはかす  
んで見通しがききません。**  
一番手前に物干台が写っていますが、  
**洗濯物を干しても煤(すす)で汚れて  
しまうほどでした。**

出典: 写真集 記録「東京の公害」 <http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/data/photo/scenery/index.html>

公害とは

# 東京都環境基本条例における定義

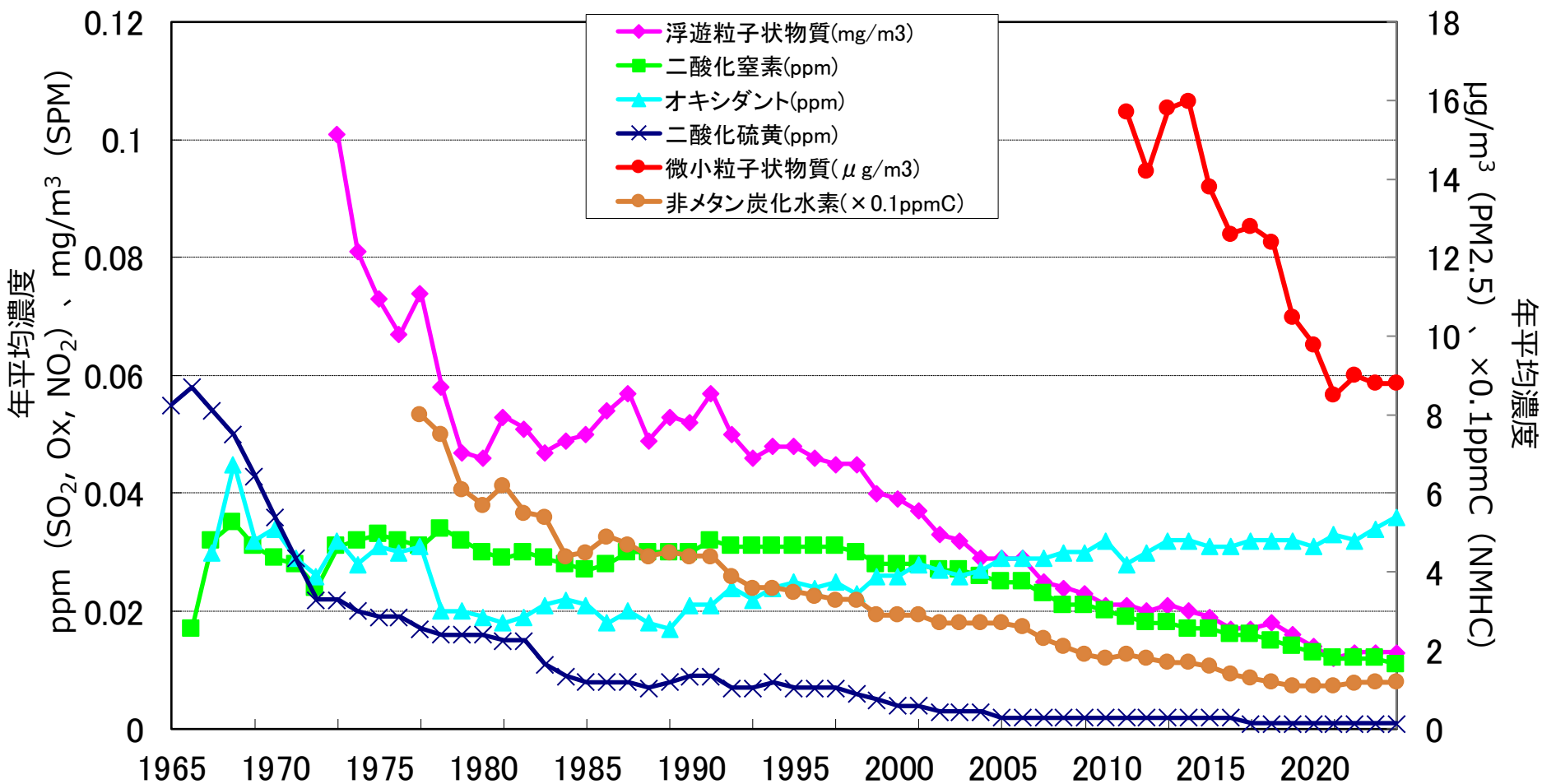
いわゆる典型7公害

(第2条)

この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に基づく生活環境の侵害であつて、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下、悪臭等によって、**人の生命若しくは健康が損なわれ、又は人の快適な生活が阻害されることをいう。**

# 公害とは 都内の大気環境

一般環境大気測定局(住宅地域等)の経年推移



※休止中の測定局を除く

# 公害とは 都内の水環境

## 都内河川のBODの経年推移

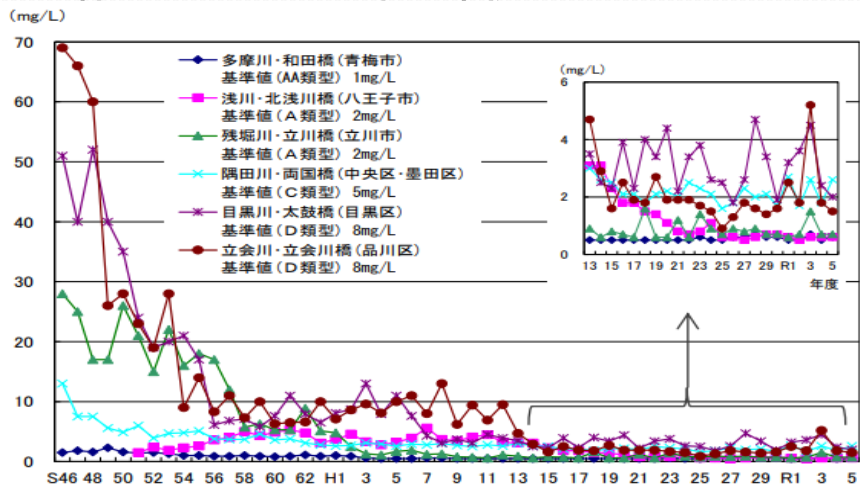
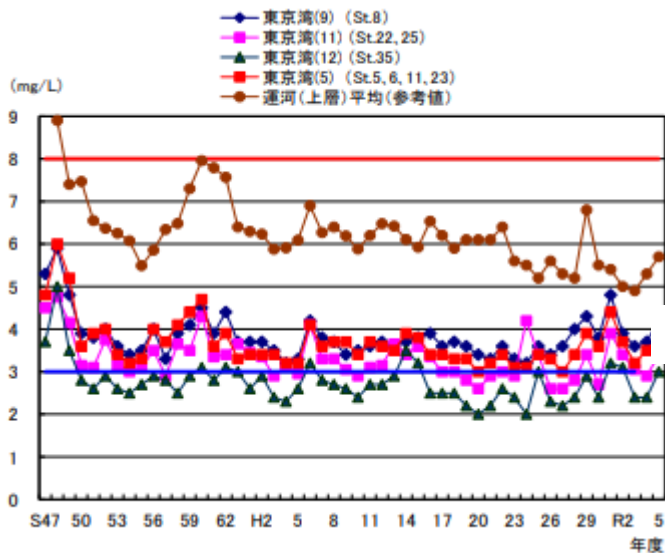
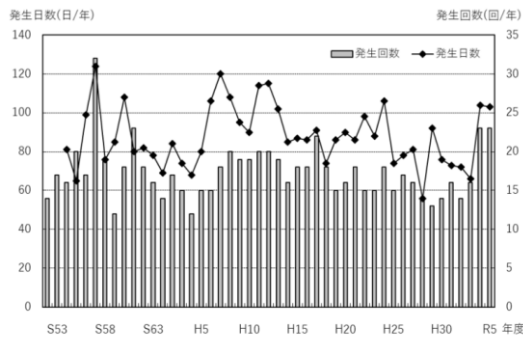


図2 各河川における水管(BOD)の経年変化

## 東京都内湾のCODの経年推移



## 東京都内湾の赤潮発生数の経年推移

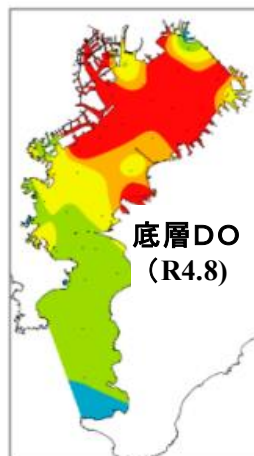


## 東京都内湾の赤潮、貧酸素水塊発生状況

夏



赤潮発生が多い

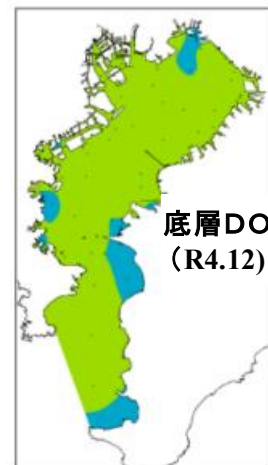


DO 2.0 3.0 5.0 7.5 10.0 [mg/L]

冬



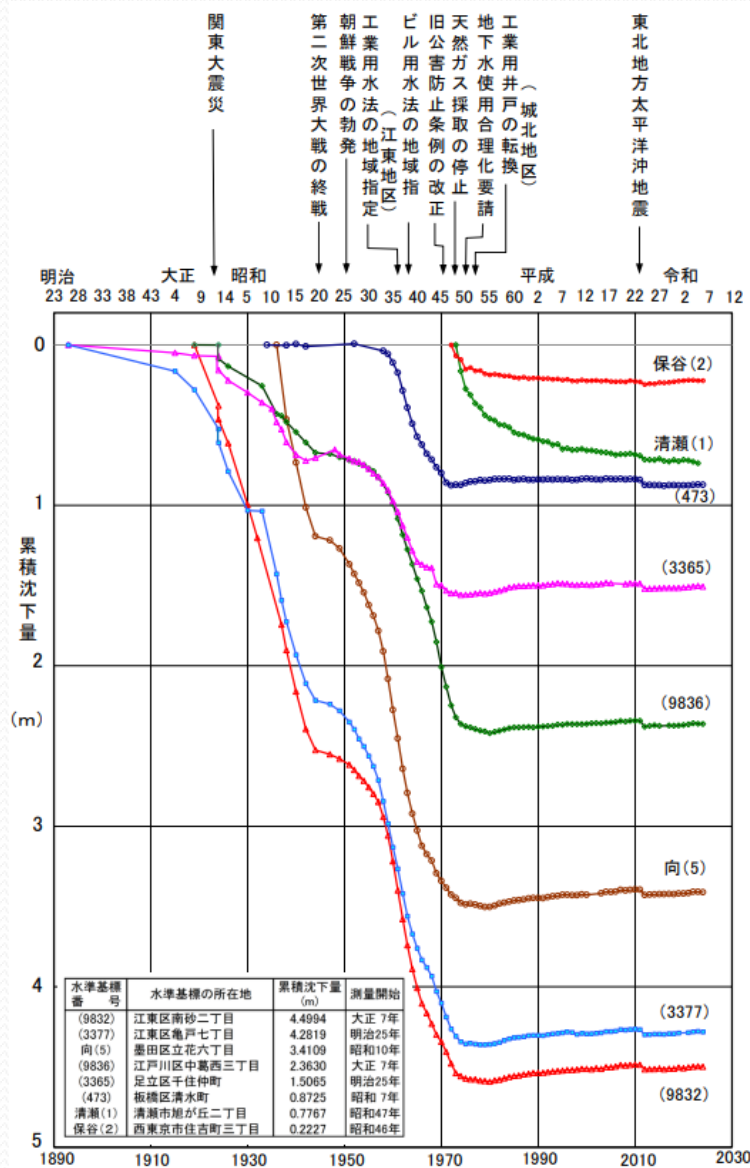
赤潮発生が少ない



DO 2.0 3.0 5.0 7.5 10.0 [mg/L]

一般的に、DOが4 mg/L程度から生物の生息に影響が始め、2 mg/L未滿では、生物の生息が難しくなると言われています。

# 公害とは 都内の地盤沈下

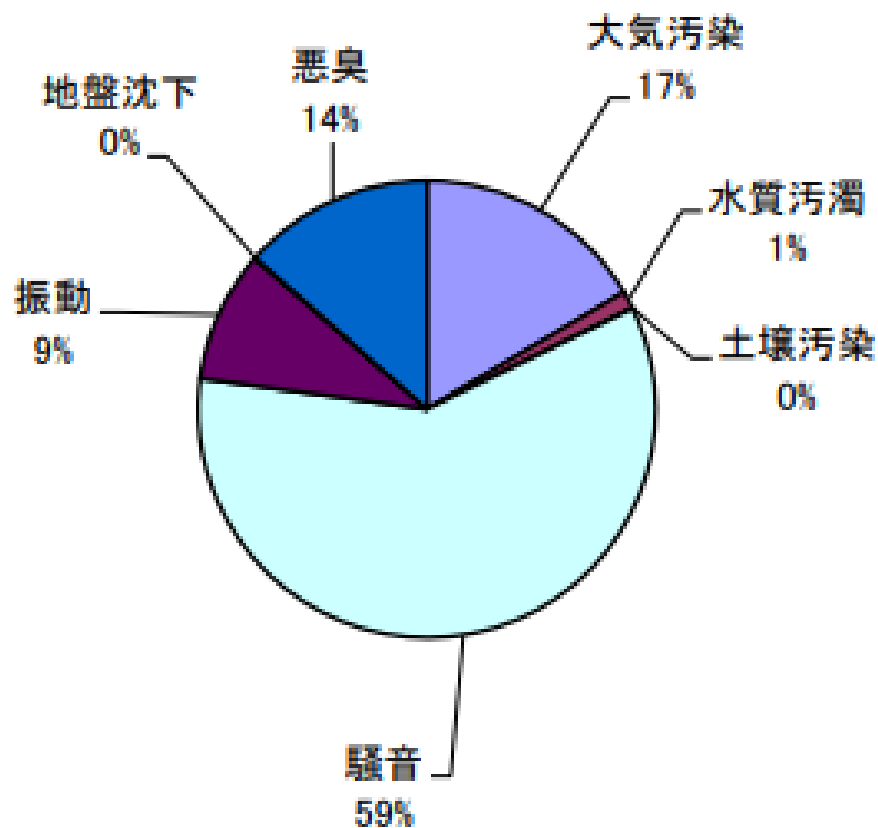


- ← 西東京市保谷
- ← 清瀬市旭が丘
- ← 板橋区清水町
- ← 足立区千住仲町
- ← 江戸川区中葛西
- ← 墨田区立花
- ← 江東区亀戸
- ← 江東区南砂

江東区南砂町地盤沈下観測所のモニユメント

東京都土木技術センター、現東京都土木技術支援・人材育成センター「地盤沈下調査報告書」<sup>[2]</sup>より作成

# 公害とは 都内の騒音振動、悪臭



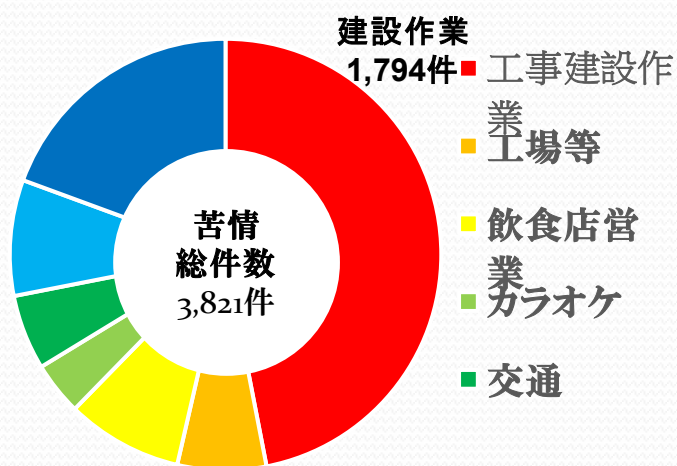
➤ 騒音振動の苦情は典型 7 公害の苦情のうち約 7 割で圧倒的に多い

➤ 次いで大気汚染、悪臭

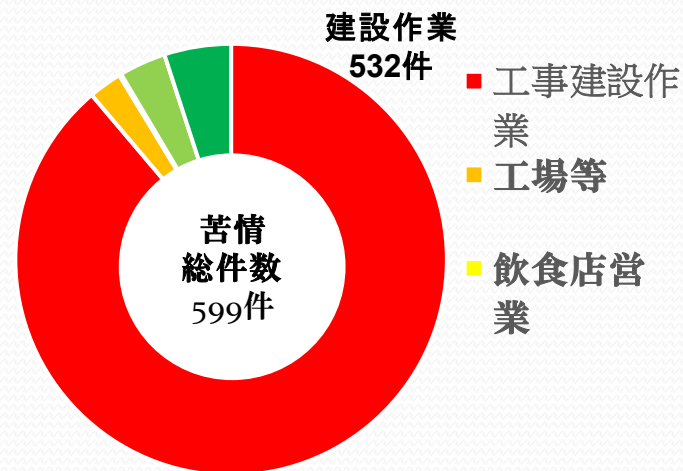
計6433件  
R5東京都公害苦情統計調査より

# 公害とは 都内の騒音振動、悪臭

- 騒音苦情の約5割は、建設作業騒音
- 振動苦情の約9割は、建設作業振動



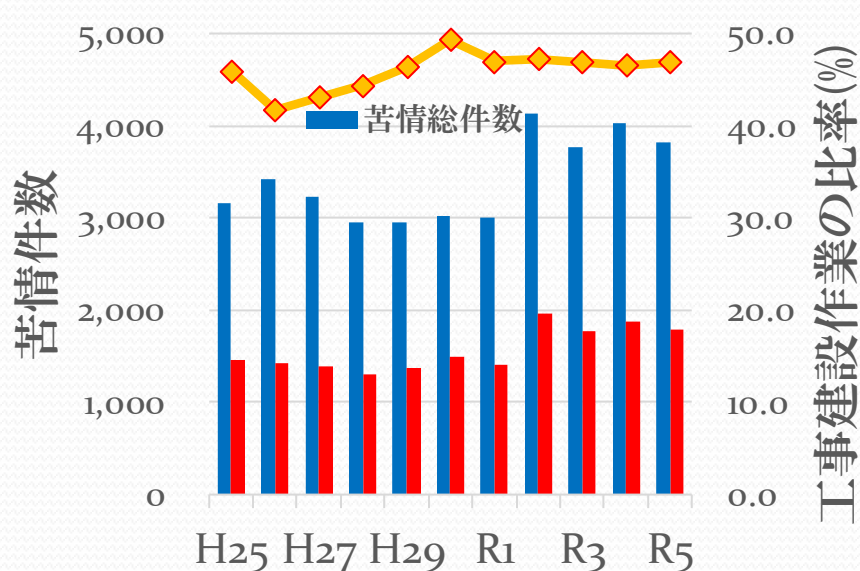
令和5年度 都内における騒音苦情件数



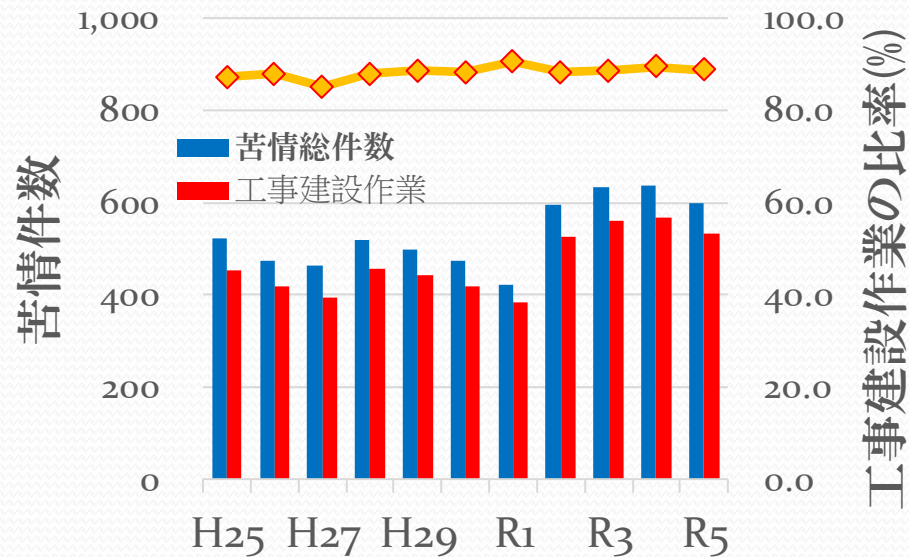
令和5年度 都内における振動苦情件数

東京都公害苦情統計調査より

# 公害とは 都内の騒音振動、悪臭



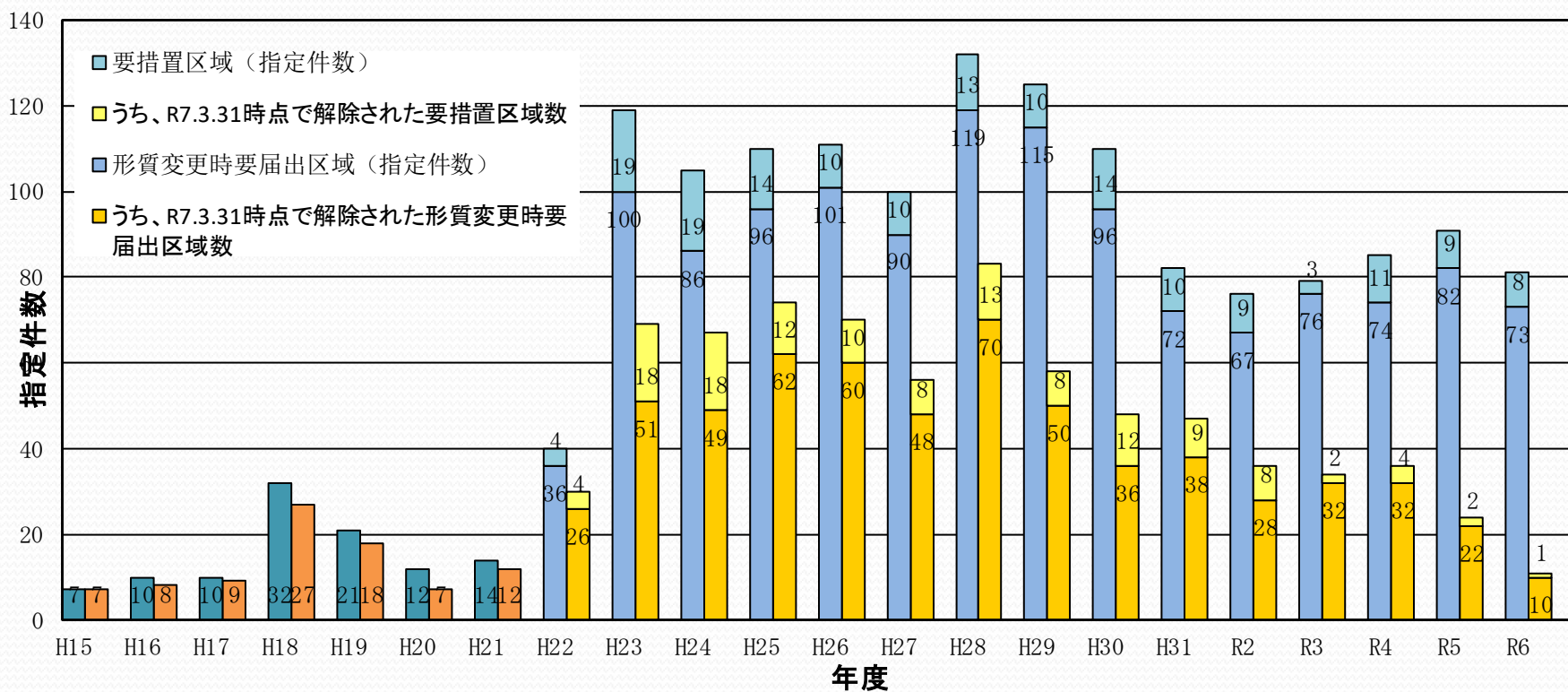
都内における騒音苦情件数の経年変化



都内における振動苦情件数の経年変化

# 公害とは 都内の土壌環境

土壌汚染対策法に基づく指定区域数の経年推移



# 公害とは 今後の公害行政

- ▶今後の水・大気環境行政の在り方について(意見具申)(2023,中央環境審議会)  
水・土壌、大気の環境保全に関わる重点課題に取り組みつつ、「気候変動(緩和・適応)、生物多様性、循環型社会等」、「水・大気環境行政の共通的・統合的課題」への対応を推進

重点課題:光化学オキシダント(SLCFsとして気候変動対策にも寄与)、湖沼・閉鎖性海域の水質汚濁、土壌汚染等、再生可能エネルギー等導入に伴う大気汚染、騒音、PFAS

- ▶東京都環境基本計画(2022,東京都)

戦略3-1 大気環境等の更なる向上

⇒<2050年のあるべき姿>世界の大都市で最も水準の高い良好な大気環境を実現している

**PM2.5 2030年度: 10  $\mu\text{g}/\text{m}^3$  以下 (各測定局の年平均濃度)**

**光化学オキシダント**

**2030年度: 光化学スモッグ注意報<sup>※1</sup>発令日数0日**

**2030年度: 全測定局で光化学オキシダント濃度<sup>※2</sup>0.07ppm以下**

※1 オキシダント濃度が0.12ppm以上になりその状態が継続すると認められるときに発令

※2 8時間移動平均値の日最高値の年間4位値の3年平均値

# 公害の歴史

- 写真集 記録「東京の公害」

<https://www.kankyo1.metro.tokyo.lg.jp/data/photo/scenery/index.html>

- 環境行政の歴史(2012年度)

- <https://www.youtube.com/watch?v=AMy0hr5vHPU> (1/3)

- <https://www.youtube.com/watch?v=xe64OsC9m3A> (2/3)

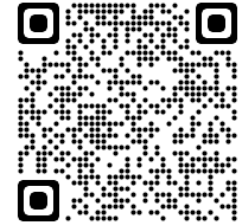
- <https://www.youtube.com/watch?v=MAVSPI-z00k> (3/3)

- 東京都の大気汚染対策(2012年度)

- <https://www.youtube.com/watch?v=Q6A5sZ4pu8U> (1/3)

- <https://www.youtube.com/watch?v=XKLop5v3r2I> (2/3)

- <https://www.youtube.com/watch?v=yeMx2UQhyt4> (3/3)



# 内容

## 1 環境確保条例※の基本的な義務

操業中の工場における基本的な届出等の再確認

## 2 公害に関する法令等の最新の動き

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」であり、  
本資料においては「環境確保条例」又は「条例」という。

## 環境確保条例

# 公害防止管理者の職務 (規則※第48条第2項)

- 当該工場を設置している者に対し、**条例の規定を誠実に遵守するよう助言**し、及び作業の方法、施設の維持等の技術的事項について、当該工場から**公害を発生させないよう監督**を行うこと。
- 当該工場の付近の**住民**に対し、当該工場の**公害の防止方法等**について**周知**させること。



本日説明するテーマ

⇒ 条例規定の基本である申請届出等

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則」であり、本資料においては「環境確保条例施行規則」又は「規則」という。

# 環境確保条例

## 操業中の工場で必要となる手続一覧

手続名	どのようなとき?
適正管理化学物質の使用量等の報告	適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱うときに、毎年6月末日までに提出
揚水量報告	揚水施設を設置している工場等が、1年間の揚水量について毎年報告
現況届	別表第8に掲げる工場が直近の認可(設置認可・変更認可)を受けた日から3年ごとに届出
工場変更の認可	作業、施設の構造・配置等の変更や公害防止の方法を変更しようとするとき
変更届・廃止届	<ul style="list-style-type: none"><li>・認可を受けた者の氏名・住所、工場の名称・所在地に変更があったとき</li><li>・工場を廃止したとき</li></ul>
承継	<ul style="list-style-type: none"><li>・工場を譲り受け又は借り受け</li><li>・相続、合併又は分割</li></ul> したとき
事故届	事故が発生したとき直ちに
公害防止管理者の選解任	公害防止管理者を選任したとき、解任したとき
表示板の掲出	(認可工場の義務)

※区市にある工場の報告先は各区市長(以下同様)

# 環境確保条例

## 適正管理化学物質の使用量等の報告①

適正管理化学物質の使用量等の報告	
どのような時に	適正管理化学物質を年間100kg以上取り扱うとき
いつまでに	毎年6月末日まで
様式	適正管理化学物質の使用量等報告書(規則第28号様式)
条文の規定	<p>第110条 工場及び指定作業場を設置している者で、規則で定める量以上の適正管理化学物質(性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質として規則で定めるものをいう。以下同じ。)を取り扱うもの(以下「適正管理化学物質取扱事業者」という。)は、事業所ごとに、毎年度、その前年度の当該適正管理化学物質ごとの使用量等の把握を行い、規則で定めるところにより知事*に報告しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第5条第2項の規定により、主務大臣に排出量等の届出を行った者は、その届出を行った事項については、当該届出を行った年度における前項の報告を要しない。</p>
罰則規定	料料に処する(第163条)

# 環境確保条例

## 適正管理化学物質の使用量等の報告②

	化学物質適正管理制度(環境確保条例)	(参考)PRTR制度(化管法)
制度開始	2001(平成13)年10月	2001(平成13)年4月 (2023(令和5)年4月改正政令施行)
対象物質の着眼点	性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる物質として指定したもので、条例による濃度規制の対象物質にもなっているもの 59種類	人や生態系への有害性(オゾン層破壊性を含む)があり、環境中に広く存在する物質として指定されたもの 515種類※
報告対象	<ul style="list-style-type: none"><li>年間取扱量100kg以上の工場及び指定作業場</li><li>従業員数の規模要件はなし</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>年間取扱量1トン以上の製造業等24業種の事業所</li><li>従業員数21人以上</li></ul>
把握及び報告内容	5項目 <ul style="list-style-type: none"><li>使用量</li><li>製造量</li><li>製品としての出荷量</li><li>環境への排出量</li><li>事業所外(廃棄物・下水道)への移動量</li></ul>	2項目 <ul style="list-style-type: none"><li>環境への排出量</li><li>事業所外(廃棄物・下水道)への移動量</li></ul>

※令和5年4月1日の政令改正により、対象物質が462物質→515物質に変更

# 環境確保条例

## 揚水量の報告①

	揚水量の報告
どのような時に	規則(第29条第2項)で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するとき
いつまでに	(区市による)毎年前年の揚水量について1月頃に工場に依頼
様式	地下水揚水量報告書(規則第18号様式)
条文の規定	第97条 工場又は指定作業場を設置している者は、規則で定める規模以上の揚水施設により地下水を揚水するときは、規則で定めるところにより、水量測定器を設置し、地下水の揚水量を記録し、及び知事に報告しなければならない。ただし、工事等に伴う一時的な揚水であると知事が認める場合は、この限りでない。
罰則規定	科料に処する(第163条)

# 環境確保条例 揚水量の報告② 様式

第18号様式（第45条関係）

## 地下水揚水量報告書

年 月 日

殿

住所

氏名

（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第97条  
第135条  
の規定により、地下水の揚水量を次のとおり報告します。

工場・指定作業場又はその他の事業場等の名称				
工場・指定作業場又はその他の事業場等の所在地				
業種・作業の種類				
揚水施設の数	本	揚水施設担当者所属氏名 電話番号		
地下水揚水量	△別紙（ ）のとおりに			
揚水機の出力（kW）				
年間水源別水使用量	地下水	上水道	工業用水道	その他
	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>
（その割合）	（ % ）	（ % ）	（ % ）	（ % ）
※受付欄	備考			
	1 吐出口断面積（該当に○） 5㎡以下 5㎡超～21㎡以下 21㎡超			
	2 設置年月日（該当に○） 平成13年3月31日以前設置 平成13年4月1日以降設置			

備考 ※印の欄には記入しないこと。

（日本産業規格A列4番）

## 地下水揚水記録（令和 年分）

別紙1（総計用）

事業所名

稼動日数	揚水量 (m <sup>3</sup> )	用途別揚水量内訳 (m <sup>3</sup> )							その他 ( )	一日平均揚水量 (m <sup>3</sup> )	日最大揚水量 (m <sup>3</sup> )	水位 (m)		水温 (℃)
		製造工程用	冷却用	冷暖房用	水洗便所用	洗車設備用	公衆浴場用	静止水位				揚水水位		
1月														
2月														
3月														
4月														
5月														
6月														
7月														
8月														
9月														
10月														
11月														
12月														
計														

- 備考 1 揚水施設が2以上あるときは、総計用のほか、各揚水施設別に別紙を使用して記入すること。  
2 「1日平均揚水量」の欄は、揚水量を稼動日数（例 1月：31日、2月：28日又は29日）で除した値で記入すること。  
3 用途別の揚水量を把握していないときは、「用途別揚水量内訳」の欄は推計で記入すること。  
4 水位はその月の最低値を記入すること。

# 環境確保条例 現況届①

	現況届
対象	別表第8に掲げる工場
どのような時に	直近の認可(設置認可・変更認可)を受けた日から3年ごとに
いつまでに	30日以内
様式	工場現況届出書(規則第12号様式)
条文の規定	<p>第86条 <b>別表第8に掲げる工場を設置している者は、第81条第1項の規定による認可又は第82条第1項の規定による直近の認可を受けた日から起算して3年を経過すること</b>に当該経過した日から30日以内に、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に<b>届け出なければならない。</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</li><li>(2) 工場の名称及び所在地</li><li>(3) 建物及び施設の状況</li><li>(4) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況及びその防止の方法</li><li>(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項</li></ol>
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

# 環境確保条例

## 現況届② 条例別表第8に掲げる工場

- 1 金属の精錬又は無機化学工業品の製造の用に供する焙焼炉、焼結炉若しくは煨焼炉で、原料の処理能力が1施設1時間当たり1トン以上のものを有する工場
- 2 金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉で羽口面断面積が0.5平方メートル以上のもの又は液体燃料用バーナーの燃焼能力が1時間当たり50リットル以上のものを有する工場
- 3 製鋼、合金鉄又は非鉄金属の製造の用に供する電気炉で変圧器の定格容量が1,000キロボルトアンペア以上のものを有する工場
- 4 動物質臓器を原料とする物品の製造を行う工場
- 5 動物質廃棄物の焼却作業を行う工場
- 6 レディミクストコンクリート又はアスファルトコンクリートの製造を行う工場
- 7 金属の厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業、鋸打ち作業又は孔埋め作業を伴うものを行う工場
- 8 金属の鍛造で重量が0.5トン以上の落下錘を使用するものを行う工場
- 9 無機化学工業品若しくは有機化学工業品の製造若しくは精製又はこれらの工業品を用いる製造、加工若しくは作業を行う工場でアンモニア、塩化水素、塩素、窒素酸化物、二酸化いおう、硫酸(三酸化いおうを含む。)、硫化水素、弗素化合物、臭素化合物、シアン化水素、塩化スルホン酸、クロム化合物、ホルムアルデヒド、アクロレイン、ホスゲン、ベンゼン、トルエン、アセトン、メタノール、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンを発生させるもの

# 環境確保条例 現況届③ 様式

第12号様式（第37条関係）

工場現況届出書			
東京都知事殿		年 月 日	
住所			
氏名			
<small>（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>			
<p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第86条の規定により、工場の現況について、次のとおり届け出ます。</p>			
設置認可番号・年月日	第 号	年 月 日	
工場の名称			
工場の所在地			
建物の状況	△別紙（ ）のとおりに	施設の状況	△別紙（ ）のとおりに
資本金	円	主たる燃料	（いおう分 %）
作業時間	時から 時まで （ 時間）		
自動車の出入口が接する道路の幅員	m	従業員数	人
公害防止担当部署	担当部署 責任者氏名 電話番号		
地下水の取水の方法			
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の発生状況	（発生施設の名称： ） 発生状況：		
ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止状況	（防止施設等の名称： ） 防止の状況：		
最近3年間に発生した事故の発生年月日及び被害の概要	発生年月日	被害の概要	
<small>周囲100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。）、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の所在位置図</small>			△別紙（ ）のとおりに
<small>※受付欄（記入しないこと）</small> 1 条例別表第6第（1・2・3・4・5・6・7・8・9）号の工場に該当 2 公害の種類別（ばい煙・粉じん・有害ガス・汚水・騒音・振動・悪臭）			
<small>備考 1 捺印の欄には記入しないこと。            2 「設置認可番号・年月日」、「工場の名称」及び「工場の所在地」欄を除き、直近の認可のときの状況と異なる事項のみを記入すること。            3 △印の欄には、届出書に添付する別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙番号を記入すること。            4 ばい煙等の発生状況又はばい煙等の防止の方法について、この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。</small>			

（日本産業規格A列4番）

# 環境確保条例

## 工場変更の認可①

工場変更の認可	
どのような時に	•業種並びに作業の種類及び方法 •建物及び施設の構造及び配置 •ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法を変更しようとするとき
いつまでに	あらかじめ(60日前)
様式	工場設置(変更)認可申請書(規則第7号様式)※
条文の規定	第82条 既に設置している工場に係る前条第2項第3号から第5号までに掲げる事項を変更しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって規則で定めるものについては、この限りでない。
罰則規定	15万円以下の罰金に処する(第161条)

※工場変更の認可でも工場設置認可申請書と同じ様式を使用

※申請手数料は7,600円(条例第83条)

※工事完了後は完成届が必要

# 環境確保条例

## 工場変更の認可② 【参考】設置認可

### 設置の認可

#### 条文の規定

- 第81条 工場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の認可を受けなければならない。
- 2 前項の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 工場の名称及び所在地
  - (3) 業種並びに作業の種類及び方法
  - (4) 建物及び施設の構造及び配置
  - (5) ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法
  - (6) 自動車の出入口が接する道路の幅員
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

# 環境確保条例

## 工場変更の認可③ 【参考】軽微変更

### 軽微な変更(規則第32条)

条文の  
規定

(軽微な変更)

第32条 条例第82条第1項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次の各号に掲げる変更であって、ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音若しくは振動の増加又は水質若しくは悪臭の変化を伴わないものとする。

- 一 原動機の出力の増加を伴わない作業の方法の変更
- 二 同一作業場内における施設の配置の変更
- 三 ばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭の防止の方法の変更

# 環境確保条例

## 変更届・廃止届①

	変更届・廃止届
どのような時に	① 変更届 ・認可を受けた者の氏名、住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ・工場の名称、所在地 に変わったとき ② 廃止届 ・工場を廃止したとき
いつまでに	30日以内(変更後又は廃止後)
様式	① 工場(指定作業場)氏名等変更届出書(規則第13号様式) ② 工場(指定作業場)廃止届出書(規則第14号様式)
条文の規定	第87条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、当該認可に係る同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる事項に変わったとき、又は当該認可に係る工場を廃止したときは、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
罰則規定	料料に処する(第163条)

# 環境確保条例

## 変更届・廃止届② 様式

第13号様式（第38条関係）

工場  
指定作業場 氏名等変更届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場  
指定作業場 について次のとおり変更したので、都民の健康と安全を確保する  
環境に関する条例 第93条第1項において準用する同条例第87条 の規定により  
届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 年 月 日
工場（指定作業場）の名称	
工場（指定作業場）の所在地	
変更の内容	変更前 変更後
変更年月日	
変更の理由	
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。

第14号様式（第39条関係）

工場  
指定作業場 廃止届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場  
指定作業場 を廃止したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例  
第93条第1項において準用する同条例第87条 の規定により届け出ます。

認可番号・年月日	第 号 年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
廃止年月日	
廃止の理由	
移転先の所在地	
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。  
3 「移転先の所在地」欄は、工場（指定作業場）の廃止の理由が移転である場合に、その移転予定先の所在地を記入すること。

# 環境確保条例

## 承継①

	承継届
どのような時に	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場を譲り受け又は借り受け</li> <li>・相続、合併又は分割</li> </ul> <p style="text-align: right;">したとき</p>
いつまでに	30日以内
様式	工場(指定作業場)承継届出書(規則第15号様式)
条文の規定	<p>第88条 第81条第1項の規定による認可を受けた者から当該認可に係る工場を譲り受け、又は借り受けた者は、当該工場に係る当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>2 第81条第1項の規定による認可を受けた者について相続、合併又は分割(当該認可に係る工場を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該工場を承継した法人は、当該認可を受けた者の地位を承継する。</p> <p>3 前二項の規定により第81条第1項の規定による認可を受けた者の<b>地位を承継した者は、その日から30日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。</b></p>
罰則規定	料料に処する(第163条)

※承継届出書は、承継の事実を証明する書類の添付が必要(規則第40条) 29

# 環境確保条例 承継② 様式

第15号様式（第40条関係）

工場 承継届出書 指定作業場	
年 月 日	
東京都知事殿	
住所 氏名	
<small>（法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>	
工場 指定作業場 の認可を受けた者の地位を承継したので、関係書類を添えて、都民の健康と安 全を確保する環境に関する条例 第93条第2項において準用する第88条第3項の規定 により、次のとおり届け出ます。	
認可番号・年月日	第 号 年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
承継年月日	
被承継人	氏名又は名称
	住所
承継の原因	1 譲受け    2 借受け    3 相続 4 合併      5 分割
※受付欄	

備考 1 空印の欄には、記入しないこと。  
2 「認可番号・年月日」の欄は、指定作業場の届出の場合には、指定作業場の設置届出年月日のみを記入すること。  
3 「承継の原因」欄は、該当するものを  で囲むこと。

（日本産業規格A列4番）

# 環境確保条例

## 事故届等①

	事故届
どのような時に	人の健康又は生活環境に障害を及ぼし又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させたとき
いつまでに	直ちに(応急措置、事故の状況及び講じた措置の概要を通報、届出)
様式	工場(指定作業場)事故届出書(規則第19号様式)
条文の規定	<p>第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)</li> <li>(2) 工場の名称及び所在地</li> <li>(3) 被害の発生年月日</li> <li>(4) 被害者の氏名及び住所</li> <li>(5) 被害の内容及び原因並びに被害の防止の措置</li> <li>(6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項 (以下略)</li> </ol>
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

# 環境確保条例

## 事故届等②

### 事故再発防止計画書

どのような時に	事故が発生したとき
いつまでに	事故の発生の日から30日以内
様式	事故再発防止措置計画書(規則第20号様式)
条文の規定	<p>第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。(中略)</p> <p>2 前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。</p>
罰則規定	10万円以下の罰金に処する(第162条)

# 環境確保条例

## 事故届等③

### 事故再発防止措置完了届出書

どのような時に

事故再発防止計画に係る措置を完了したとき

いつまでに

速やかに

様式

事故再発防止措置完了届出書(規則第21号様式)

条文の規定

- 第98条 工場又は指定作業場を設置している者は、事故により当該工場又は指定作業場から人の健康又は生活環境に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのあるばい煙、粉じん、有害ガス、汚水、騒音、振動又は悪臭を発生させた場合は、直ちに応急の措置を講ずるとともに、事故の状況及び講じた措置の概要を知事に通報し、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。(中略)
- 2 前項の規定による届出をした者は、同項の事故の発生の日から30日以内に、同項の事態の再発防止のための措置に関する計画を知事に提出しなければならない。
  - 3 前項の規定により計画を提出した者は、当該計画に係る措置を完了したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。
  - 4 知事は、第1項に規定する場合において、工場又は指定作業場を設置している者が同項の応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずることを命ずることができる。

罰則規定

10万円以下の罰金に処する(第162条)

# 環境確保条例 事故届等④ 様式

第19号様式（第46条関係）

工場 事故届出書  
指定作業場

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

工場 指定作業場 の事故により被害が発生したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第98条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

工場認可番号・年月日	第 号 年 月 日
指定作業場設置届出年月日	年 月 日
工場（指定作業場）の名称	
工場（指定作業場）の所在地	
被害発見者の住所・氏名	
被害の内容	発生日時
	原因
	被害者の住所・氏名
	発生状況・程度
被害防止の応急措置	
事故処理担当部署 （夜間の連絡方法）	（ ）
※受付欄	

備考 1 ※印欄には、記入しないこと。  
2 「被害発見者の住所・氏名」欄は、被害の発生について、工場に通知した者がある場合のみ記入すること。

（日本産業規格A列4番）

第20号様式（第46条関係）

事故再発防止措置計画書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

年 月 日発生 の事故に係る事故再発防止のための計画について、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第98条第2項の規定により届け出ます。

工場認可番号・年月日	第 号 年 月 日
指定作業場設置届出年月日	年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
事故再発防止のための計画の内容	
事故再発防止措置完了予定日	年 月 日
※受付欄	

備考 1 ※印の欄には、記入しないこと。  
2 措置の内容が複雑なこと等により、この様式各欄に記入しきれないときは、図面、表等を利用すること。

（日本産業規格A列4番）

第21号様式（第46条関係）

事故再発防止措置完了届出書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所  
氏 名  
（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

年 月 日発生 の事故に係る事故再発防止のための措置が、年 月 日提出の計画書のとおり完了したので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第98条第3項の規定により届け出ます。

工場認可番号・年月日	第 号 年 月 日
指定作業場設置届出年月日	年 月 日
工場 指定作業場 の名称	
工場 指定作業場 の所在地	
措置完了年月日	年 月 日
事故届出後の被害発生状況	
※受付欄	

備考 ※印には、記入しないこと。

（日本産業規格A列4番）

## 環境確保条例

# 公害防止管理者の選解任①

	公害防止管理者選任(解任)届出書
どのような時に	公害防止管理者を選任したとき、解任したとき
いつまでに	速やかに
様式	東京都公害防止管理者選任(解任)届出書(規則第23号様式)
条文の規定	<p>第105条 規則で定める規模以上の工場を設置している者は、公害防止管理者を選任し、作業の方法、施設の維持等について当該工場から公害を発生させないよう監督を行わせなければならない。</p> <p>2 前項に規定する工場を設置している者は、同項の<b>公害防止管理者を選任したときは</b>、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を知事に<b>届け出なければならない</b>。同項の公害防止管理者を<b>解任したときも</b>、同様とする。</p>
罰則規定	なし

# 環境確保条例

# 公害防止管理者の選解任② 様式

第 23 号様式（第 48 条関係）

東京都公害防止管理者		選任 解任	届出書
		年 月 日	
東京都知事殿			
住所			
氏名			
<small>（法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）</small>			
<small>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 105 条第 2 項の規定により、当工場における公害防止管理者を次のとおり選任・解任しましたので届け出ます。</small>			
工場の名称		※整理番号	
所在地		※受理年月	
代表者の氏名		備 考	
工場番号	区市町 種 番		
電話番号			
従業員数			
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日	(選任事由)
	役職名		
	氏名		
	登録証番号	第 号	
	資格取得年月	年 月	
解任した 公害防止管理者	連絡先	( ) 内線	(解任事由)
	氏名		
選任した 公害防止管理者	選任年月日	年 月 日	(選任事由)
	役職名		
	氏名		
	登録証番号	第 号	
	資格取得年月	年 月 日	
解任した公害 防止管理者	連絡先	( ) 内線	(解任事由)
	氏名		
備考 1 ※の欄には記入しないこと。			
2 届出書は、正本にその写しを 1 通及び「登録証」の写しを添付すること。			
3 公害防止管理者が複数選任されている場合には、公害防止管理者の下欄に記入すること。			

(日本産業規格 A 列 4 番)

# 環境確保条例

## 表示板の掲出①

	表示板の掲出
どのような時に	-
いつまでに	-
様式	認可工場(表示板)(規則第11号様式)
条文の規定	<p>第85条 第81条第1項の規定による認可を受けた者は、規則で定めるところにより、氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)、工場の名称、認可年月日、公害の防止に関する遵守事項その他知事が必要と認める事項を記載した表示板を、当該工場の公衆の見やすい場所に掲出しておかなければならない。</p> <p>(規則)</p> <p>第36条 条例第85条の規定による表示板の掲出は、別記第11号様式による表示によらなければならない。</p> <p>2 条例第81条第1項の規定による認可を受けた者は、前項の表示板の記載事項を変更しなければならない事由が生じたときは、速やかに当該記載事項を変更しなければならない。</p>
罰則規定	なし

# 環境確保条例

## 表示板の掲出② 様式

第11号様式(第36条関係)

認可番号	
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	
認可工場	
認可年月日	
認可者	
工場名称	認可条件及び公害防止措置
工場設置者の氏名	
業種	
公害防止担当部課	
	担当部課 責任者氏名 電話番号

↑ 25.7センチメートル以上 ↓

← 36.4センチメートル以上 →

## 環境確保条例

# 届出・報告の提出先

工場の所在地	提出先
区市の区域	各区市環境所管部署
多摩地域の町村の区域	多摩環境事務所環境改善課
島しょの区域	環境局環境改善部大気保全課 ※大島支庁、三宅支庁及び八丈支庁の管轄内は各支庁

## 様式の入手先

### 東京都環境局ホームページ

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security\\_ordinance/form.html](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/basic/guide/security_ordinance/form.html)



# 内容

## 1 環境確保条例※の基本的な義務

操業中の工場における基本的な届出等の再確認

## 2 公害に関する法令等の最新の動き

※正式名称は「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」であり、本資料においては「環境確保条例」又は「条例」という。

## 2 内容一覧

### (1) 大気汚染関係

ア R4.10施行 大気汚染防止法施行令の一部改正(ボイラーに係る変更)

イ R7.10施行 大気汚染防止法施行規則等の一部改正(水銀規制)

ウ R8.1告示 大気の汚染に係る環境基準の告示

(光化学オキシダント環境基準改正)

### (2) 水質汚濁関係

R6.4施行 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令

(六価クロム等基準改正)

### (3) 環境確保条例改正等に伴う通知(主なもの)

※本項目は改正の概要を記載したものになりますので、詳細は各ホームページ等をご覧ください。  
また、条例による上乗せ規制がある場合がありますので、各基準等は都の所管部署へご確認ください。

## (1)ア 大気汚染防止法施行令の一部改正(ボイラー関係、その1)

### ● 改正の背景

令和2年11月に内閣府に設置された「再生可能エネルギー等に関する規制等の総点検タスクフォース」による規制の点検において、事業者より、ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でないこと等から、燃焼能力のみによる規制にすべきとの旨の要望がなされた。

### ● 改正概要

大気汚染防止法施行令別表第1第1の項ボイラーについて、届出対象要件を改正。  
(改正前).

環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積が10平方メートル以上であるか、  
又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること  
(改正後).

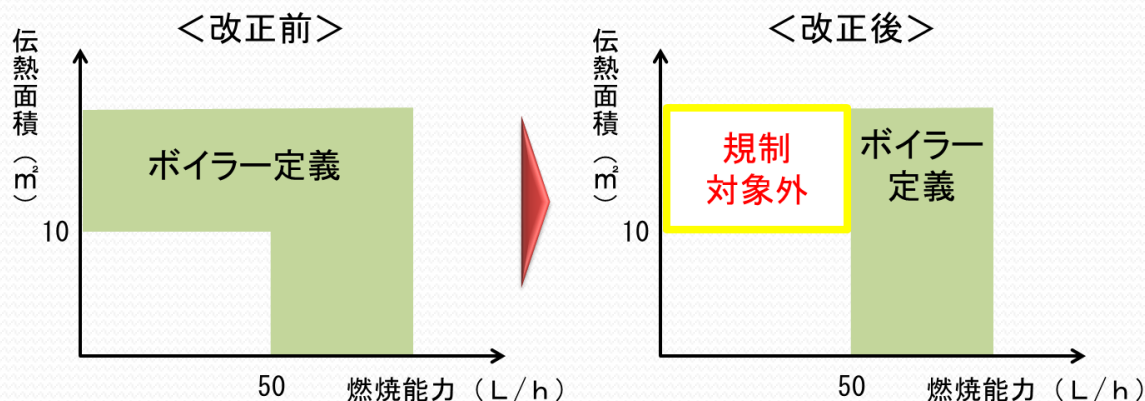
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること

### ● 施行日

令和4年10月1日

## (1)ア 大気汚染防止法施行令の一部改正(ボイラー関係、その2)

- 本改正に伴うボイラー届出要件変更(イメージ図)



- 留意事項

一定規模以上のボイラーを設置する場合、引き続き工場設置(変更)認可申請又は指定作業場設置(変更)届等の手続きが必要

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令の閣議決定について(令和3年9月24日)」

<https://www.env.go.jp/press/110025.html>

## (1)イ 大気汚染防止法施行規則等の一部改正(水銀規制)

### ● 改正の背景

改正大気汚染防止法施行(平成30年4月)から5年が経過したことから、法の施行状況や社会情勢等を踏まえた今後の水銀大気汚染排出対策について検討を実施。

### ● 改正概要

#### 1 水銀排出施設、要排出抑制施設の追加等

IGCC施設について水銀排出施設として追加区分を新たに設定

#### 2 排出基準の見直し

非鉄金属製造施設の排出基準を見直し(下表)

水銀排出施設		現行排出基準		見直し後排出基準	
		新規施設	既設施設	新規施設	既設施設
二次精錬施設	銅	100	400	50	300
	鉛又は亜鉛			50	400

単位( $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ )

#### 3 排出ガス中水銀の測定方法・測定頻度の見直し

一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、連続測定法を導入

### ● 施行日

令和7年10月1日

## (1)ウ 大気の汚染に係る環境基準の告示

- 改正の背景

昭和48年設定の光化学オキシダント環境基準「1時間値が0.06ppm以下であること。」について、この間の研究による疫学的知見等を反映し、見直しを実施した。

- 改正概要

新環境基準として短期基準、長期基準を設定し(下表)、いずれも達成した場合、環境基準達成と評価することとした。

物質	環境上の条件	測定方法
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること。	紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法

- 施行日

令和8年4月1日

## (2) 水質汚濁防止法関係政省令等の改正

### ● 改正背景

六価クロム: 新たな科学的知見に基づき、環境基準変更(0.05→0.02 mg/L)

大腸菌群数: 簡便な大腸菌の培養技術が確立され、よりふん便汚染を正確に把握できる指標である「大腸菌数」に環境基準変更

これらの環境基準変更を踏まえ、排水基準及び地下浸透基準の改正を実施

### ● 改正概要

- 六価クロム化合物の排水基準の改正(0.5 mg/Lから0.2 mg/Lに改正)

(電気めっき業に対しては0.5 mg/Lの暫定排水基準を3年間適用)

- 六価クロム化合物の地下浸透基準の改正(0.04 mg/Lから0.01 mg/Lに改正)

- 六価クロム化合物の地下水浄化基準の改正(0.05 mg/Lから0.02 mg/Lに改正)

- 大腸菌群数の見直し(大腸菌数に変更、許容限度800 CFU/mL)

### ● 改正スケジュール

令和5年12月15日: 改正公布

令和6年4月1日: 六価クロム化合物に係る改正施行

令和7年4月1日: 大腸菌数に係る改正施行

※詳細は以下の環境省HP等をご覧ください。

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令の公布について(令和6年1月25日)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02672.html](https://www.env.go.jp/press/press_02672.html)

環境大臣が定める排水基準に係る検定方法等の一部改正について(令和6年2月5日)

[https://www.env.go.jp/press/press\\_02720.html](https://www.env.go.jp/press/press_02720.html)

### ● 水質汚濁防止法と環境確保条例の整合

水質汚濁防止法関係政省令の改正に伴い、環境確保条例の整合性を確保するための改正を行った。

## (3) 環境確保条例改正等に伴う通知(その1)

### 1 電子データ申請等の副本不要(規則第82条関係、令和6年3月)

これまでは、申請等を行う場合、写し1通の添付を義務付けていた。このうち、電子情報処理組織を用いて申請等を行う場合について、写し1通の添付を省略可能とする。

### 2 土壌汚染対策に係る情報公開関連(規則第58条第1項関係、令和6年3月)

「汚染が確認されなかった土地」、「土地利用の履歴等調査結果」及び「搬出時の調査等により確認された自然由来等基準不適合土壌」についても台帳の対象

### 3 水濁法政省令改正に伴う条例排水基準の改正(条例別表第7関係、令和6年3月)

水質汚濁防止法の関係省令等の改正に伴い、同法と条例との整合を図るため、条例別表第7に規定する六価クロム化合物及び大腸菌に係る汚水の規制基準を改正

六価クロム 0.5 mg/L ⇒ 0.2 mg/L(公共用水域に排出される汚水(水道水源水域新設工場除く))

0.04 mg/L ⇒ 0.01 mg/L(地下に浸透される汚水)

大腸菌数 大腸菌群数(3,000個/cm<sup>3</sup>) ⇒ 大腸菌数(800CFU/ml)

## (3) 環境確保条例改正等に伴う通知(その2)

### 4 非常時における病院等の揚水量制限の一時的解除(規則第29条第3項関係、令和6年8月)

非常時※<sup>1</sup>において、生命又は身体の安全の確保に著しい影響を及ぼすと認められる施設に対して、揚水量制限を一時的に解除する。

#### 対象施設

- (1) 病院その他の医療施設
- (2) 社会福祉施設(通所のみにより利用されるものを除く。)

#### 対象期間

上水が断水している期間

※<sup>1</sup> 非常時とは、地震又は上水道管破断事故などにより上水道による通常の給水が停止し、地下水の代替使用が必要となる状況を指す。

# エコサポート2025

**環境関係の補助制度等を紹介**する「エコサポート2025 環境関連の東京都補助金・支援策ガイド」の冊子を作成しています。



# 最後に

資料をご確認いただきありがとうございました。

引き続き、工場における公害の防止や適切な手続き等にご協力いただきますようお願いいたします。

※本資料で不明な点があれば、以下の担当宛てお問合せください。  
環境局環境改善部大気保全課基準担当(03-5388-3482)

# 2025公害防止管理者研修

## 騒音・振動に係る苦情

環境局環境改善部大気保全課



## 騒音・振動に係る苦情の状況

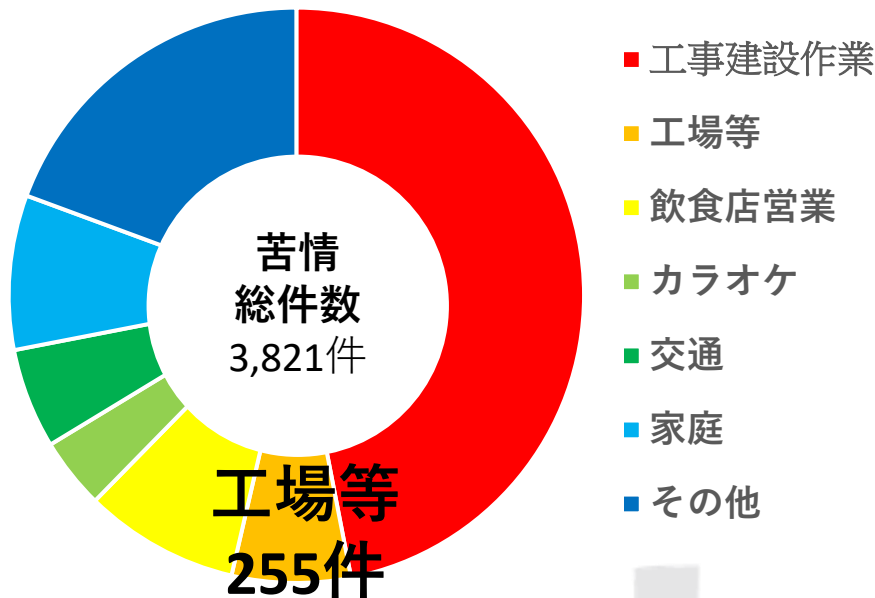
- 1 都内における騒音・振動苦情
- 2 規制の対象となる騒音
- 3 騒音規制値の確認



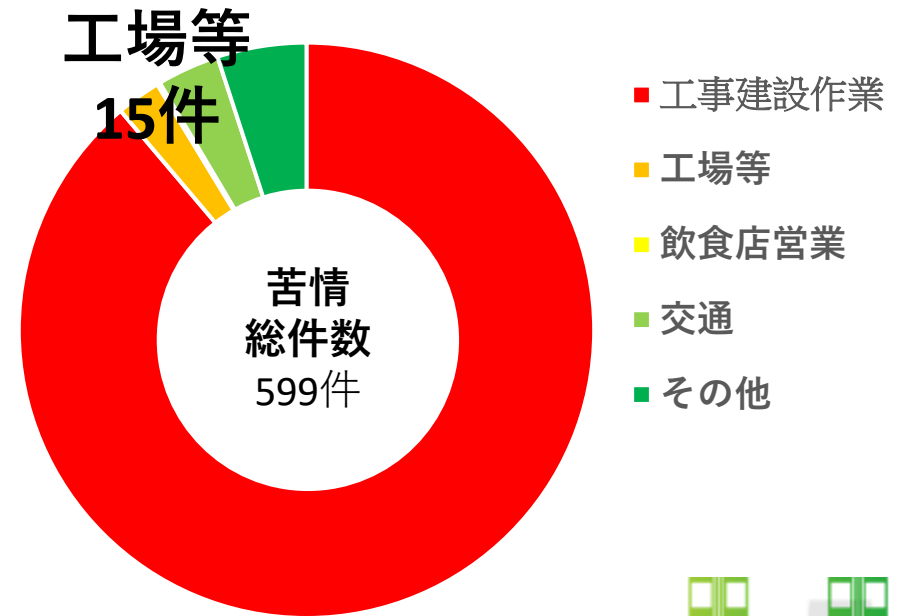
# 1 都内における騒音・振動苦情

➤ 騒音苦情は、約7%

➤ 振動苦情は、約3%



令和5年度 都内における騒音苦情件数



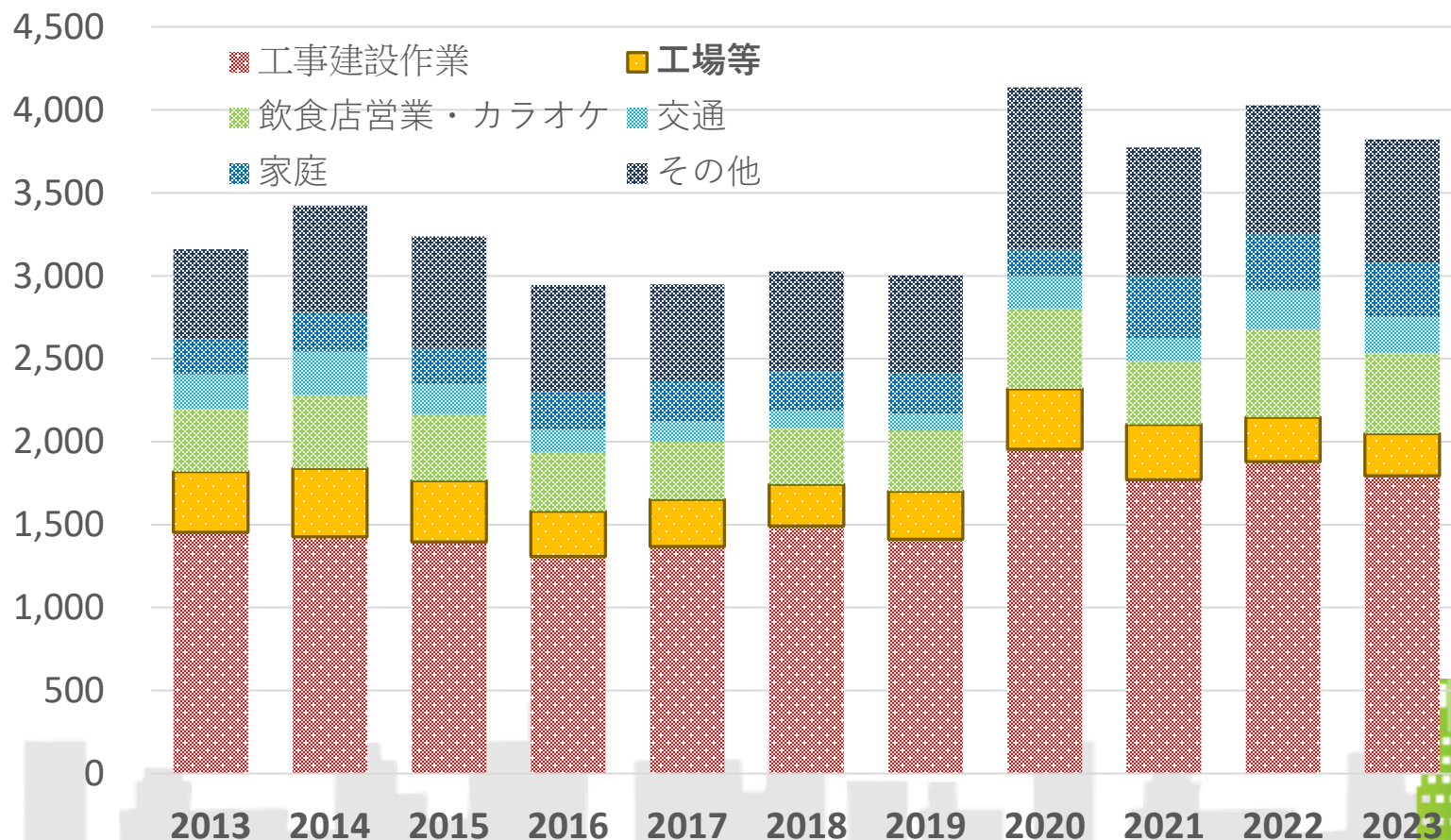
令和5年度 都内における振動苦情件数

東京都公害苦情統計調査より

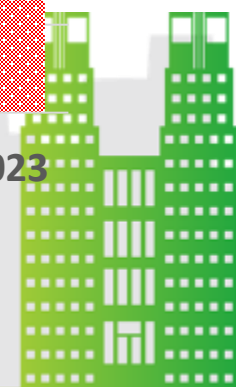


# 1 都内における騒音・振動苦情

## 都内騒音苦情の推移(H25～R5)

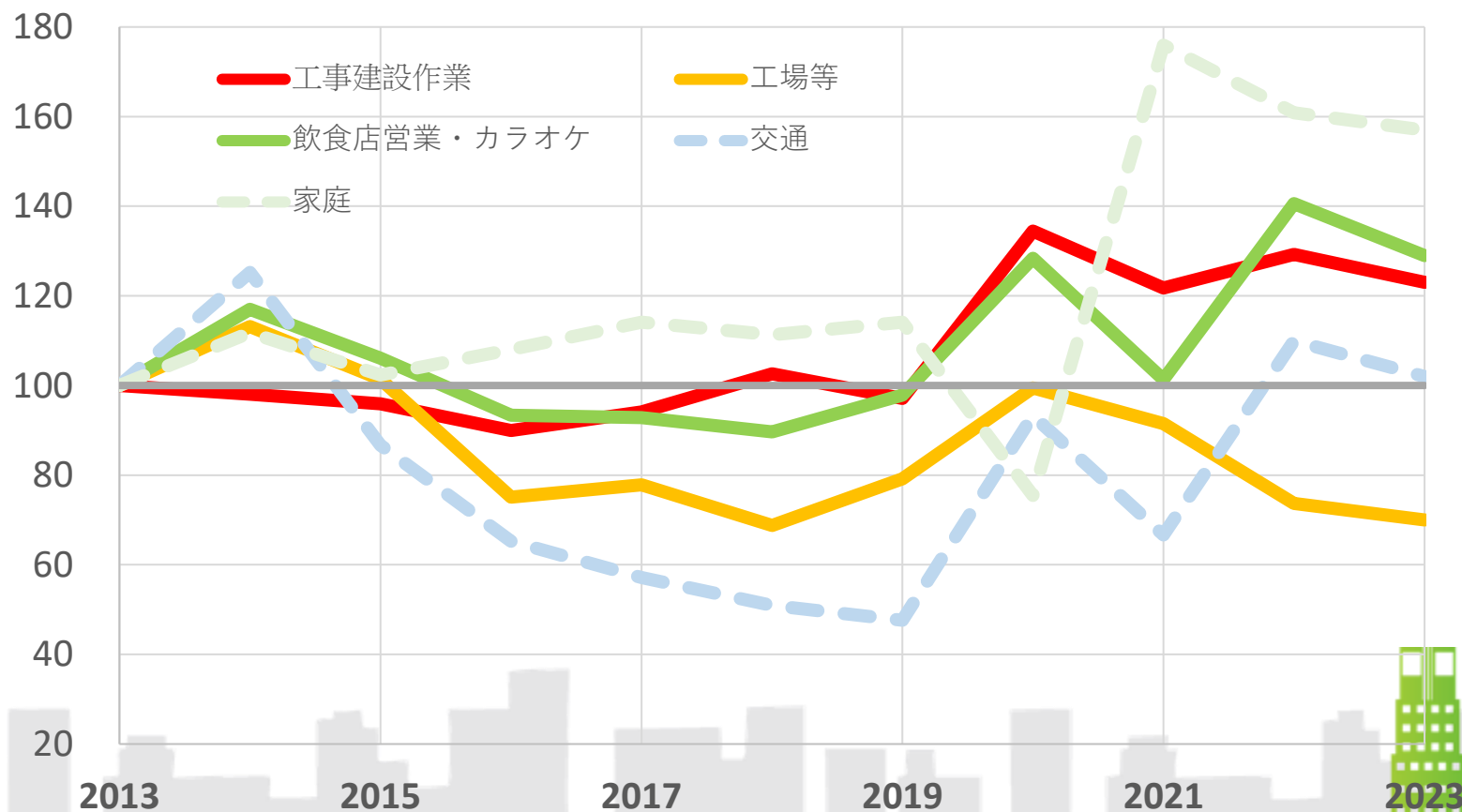


東京都公害苦情統計調査より

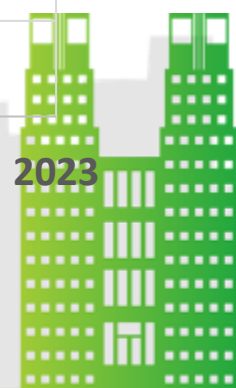


# 1 都内における騒音・振動苦情

## 2013年度を100とした場合の苦情件数の推移

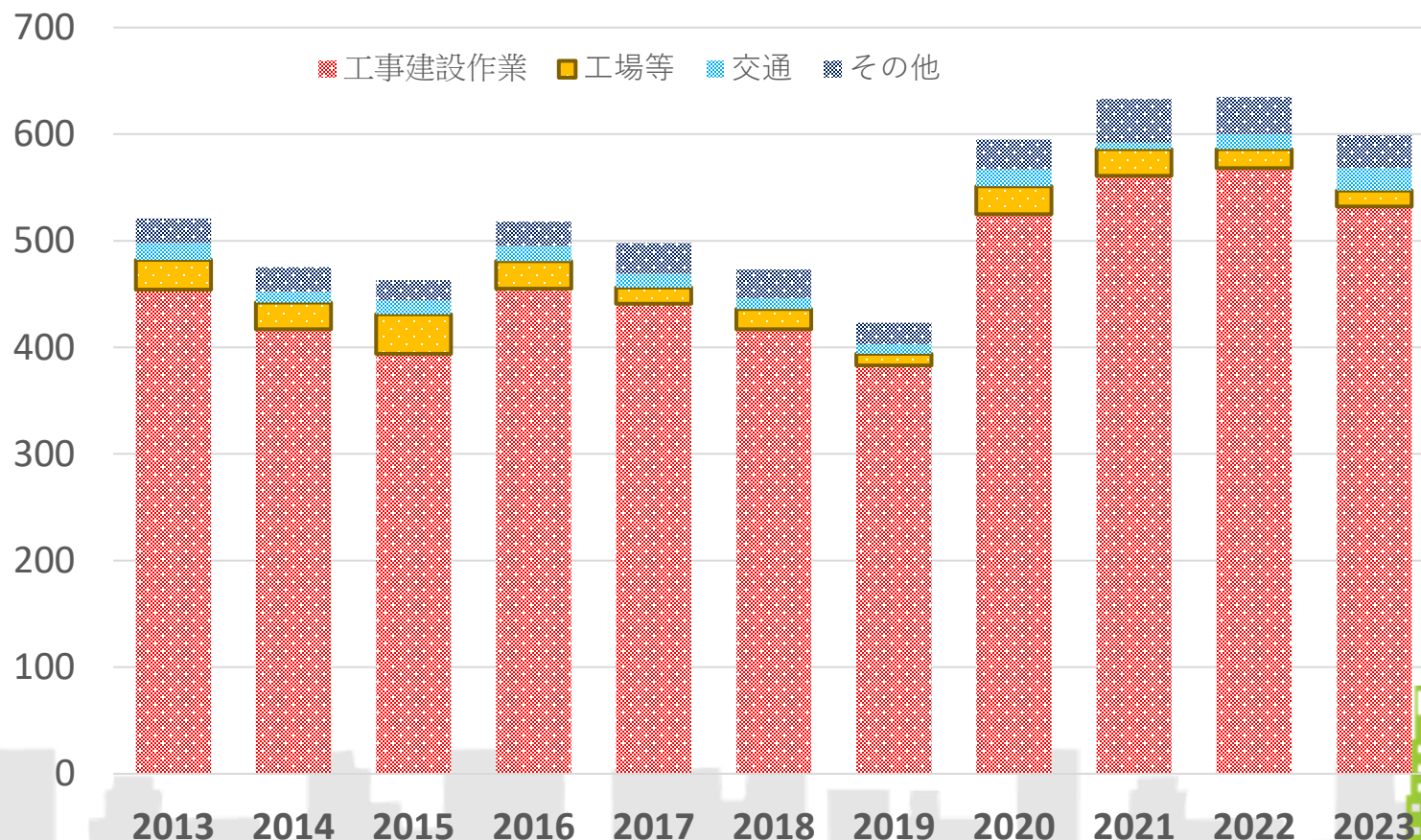


東京都公害苦情統計調査より



# 1 都内における騒音・振動苦情

## 都内振動苦情の推移(H25～R5)

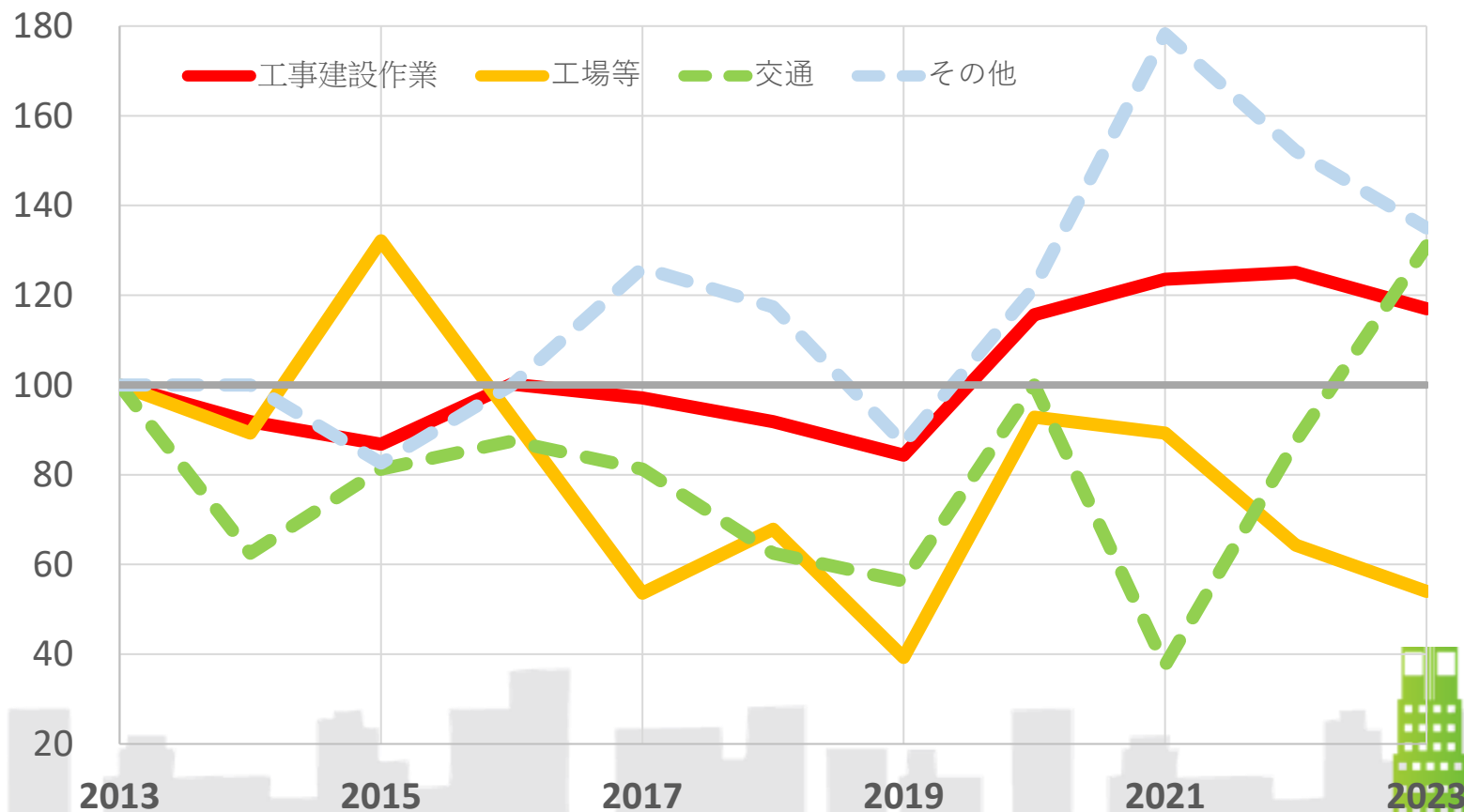


東京都公害苦情統計調査より

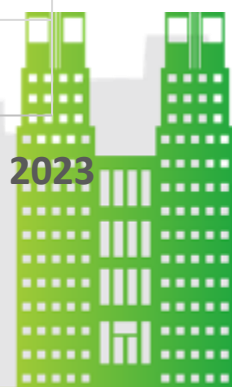


# 1 都内における騒音・振動苦情

2013年度を100とした場合の苦情件数の推移



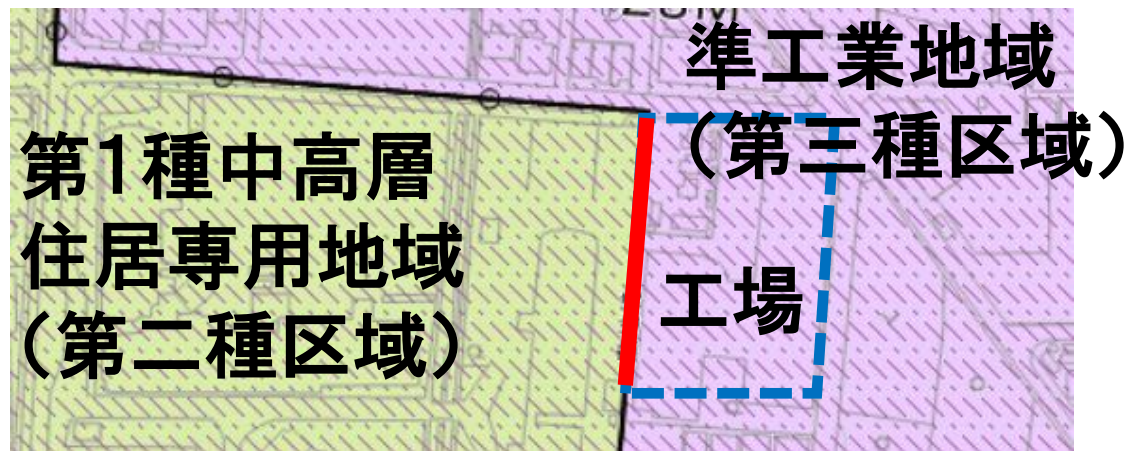
東京都公害苦情統計調査より



## 2 規制の対象となる騒音

### 【規制基準】

Q. 事業所・工場等の敷地境界が都市計画法の用途地域の境界と同じ場合に適用される規制基準値は？



A. 適用される基準は事業所・工場等が所在する用途地域に適用される規制基準値

※上図の赤線における工場に適用される基準は第三種区域の規制値

## 2 規制の対象となる騒音

### 【規制基準】

Q. 事業所・工場等の敷地境界が道路又は公有水面である場合の規制基準が適用される地点はどこか？



A. 規制基準を適用する騒音測定点は工場と道路などの境界となる。

## 2 規制の対象となる騒音

### 【対象騒音】

Q. 事業所・工場内で使用されるフォークリフトや構内を走行するトラック等から発生する騒音は規制の対象か？

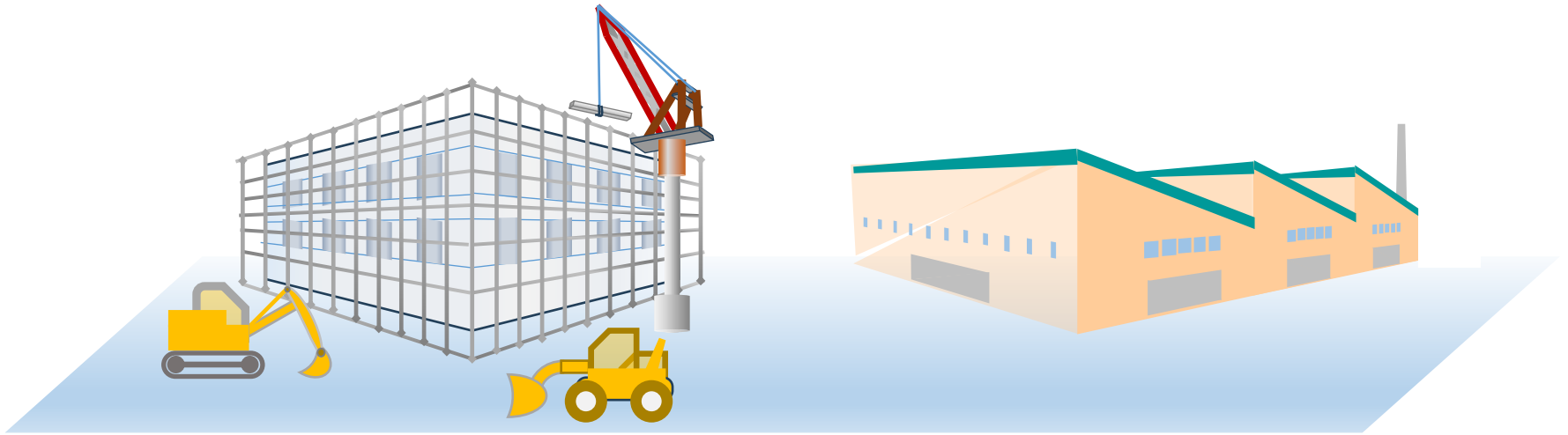


A. 特定工場や条例の工場等の敷地内において日常的に使用されるものであれば、固定発生源、移動発生源にかかわらず、特定工場等から発生する騒音となる。

## 2 規制の対象となる騒音

### 【対象騒音】

Q. 事業所・工場内での建設工事に伴う騒音は、事業所・工場等の規制基準が適用されるか？

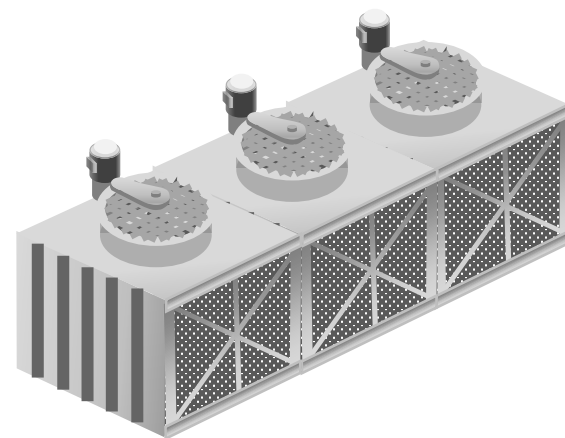
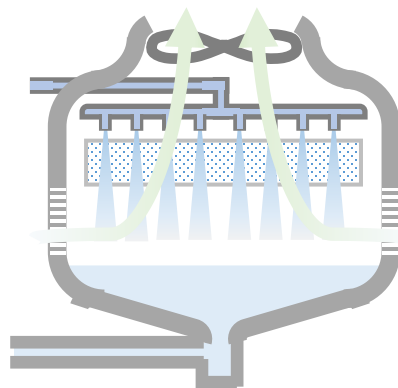
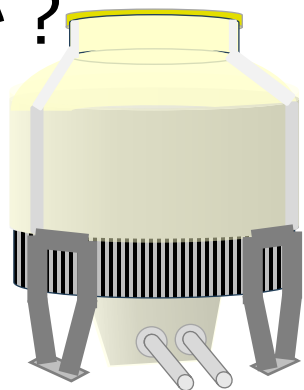


A. 建設作業が特定建設作業であれば法、指定建設作業であれば条例の建設作業の規制が適用される。

## 2 規制の対象となる騒音

### 【特定施設】

Q. クーリングタワーや空調機械等の構成機器として組み込まれている送風機は特定施設に該当するか？



A. 原動機の定格出力が7.5kW以上の送風機は、送排風機と使用するか、冷却塔、空調機械等の構成機器として使用するかに問わず、特定施設に該当する。

## 2 規制の対象となる騒音

### 【定格出力】

Q. 原動機が複数ある場合の定格出力の考え方

A. 法又は条例において、「定格出力の合計」と記載されていない機械については、単体の原動機の定格出力で判断する。

騒音規制法：施行令別表1 特定施設

圧延機械（原動機の定格出力の合計が22.5kW以上のものに限る。）

送風機（原動機の定格出力が7.5kW以上のものに限る。）

環境確保条例：別表1 工場

定格出力の合計が2.2kW以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

## 2 規制の対象となる騒音

### 【圧縮機】

Q. 冷凍機に組み込まれた圧縮機は、**振動規制法**  
**の特定施設**に該当するののか？

A. 「振動規制法の施行について(S51.12.1 環  
大特154号)」で除外されている。

第3 特定工場等に関する規制に関する事項

1 特定施設

(2) 令別表第1第2号の圧縮機には、冷凍  
機に用いるものは含まれないこと。

## 2 規制の対象となる騒音

### 【圧縮機に関する補足】

騒音規制法(空気圧縮機)・振動規制法(圧縮機)の  
特定設備における定義の改正

騒音規制法施行令及び振動規制法施行令の一部を改正する政令  
(令和3年政令第346号) 令和4年12月1日施行

▶( )に「一定の限度を超える騒音(振動)を発生  
しないものとして環境大臣が指定するものを除  
き、」が追加

▶低振動型の圧縮機は指定されている

[https://www.env.go.jp/page\\_00429.html](https://www.env.go.jp/page_00429.html)

# 3 騒音規制値の確認

## 工場・指定作業場に係る規制基準

区域の区分		音量(dB)					
		時間区分					
種別	該当地域	6時	朝 8	昼間 19	20 夕	23 夜間	6
第1種区域	第1・2種低層住居専用地域、田園住居地域、AA地域、上記地域に接する地先及び水面		40	45	40	40	
第2種区域	第1・2種中高層住居専用地域、第1・2種住居地域、準住居地域、無指定地域、 <b>第1特別地域</b>		45	50	45	45	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、 <b>第2特別地域</b> 、上記地域に接する地先及び水面		55	60	55	50	
第4種区域	工業地域、 <b>第3特別地域</b> 上記地域に接する地先及び水面		60	70	60	55	

1 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園の敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該値から**5dBを減じた値**とする。



# 3 騒音規制値の確認

## 特別地域とは

➤ 規制値が二段階以上離れている区域が接している地域に適用

### 第1特別地域

第2種区域規制値を適用

近隣商業地域・商業地域(3種区域)、準工業地域(3種区域)・工業地域(4種区域)、工業専用地域の内、第1種区域に接する地域であって、第1種区域の周囲30m以内の地域

### 第2特別地域

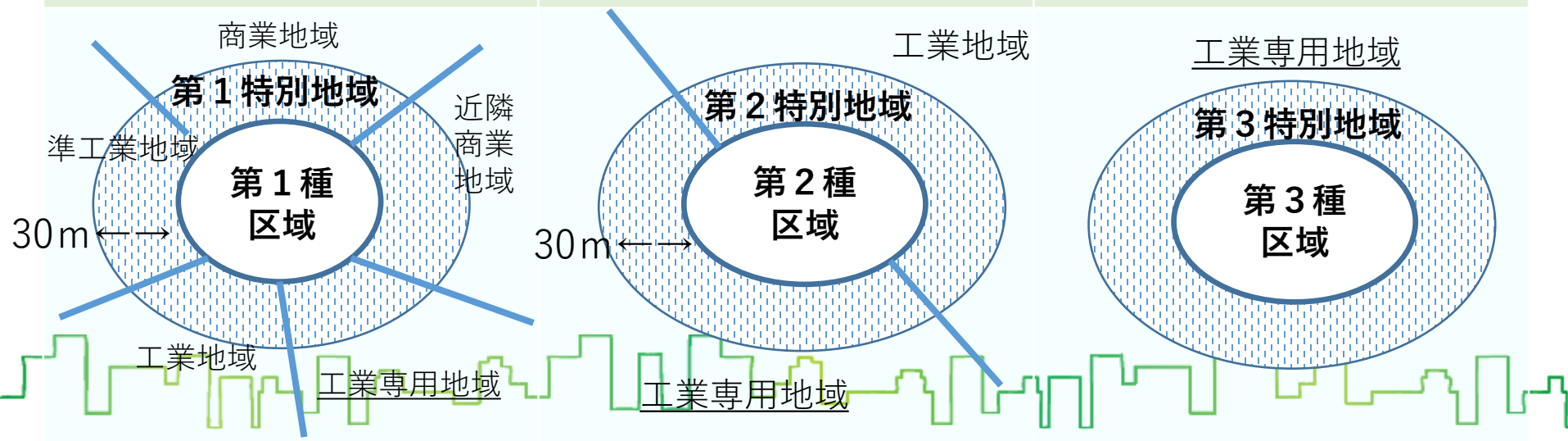
第3種区域規制値を適用

工業地域(4種区域)、工業専用地域の内、第2種区域に接する地域であって、第2種区域の周囲30m以内の地域(※第1種特別地域除く)

### 第3特別地域

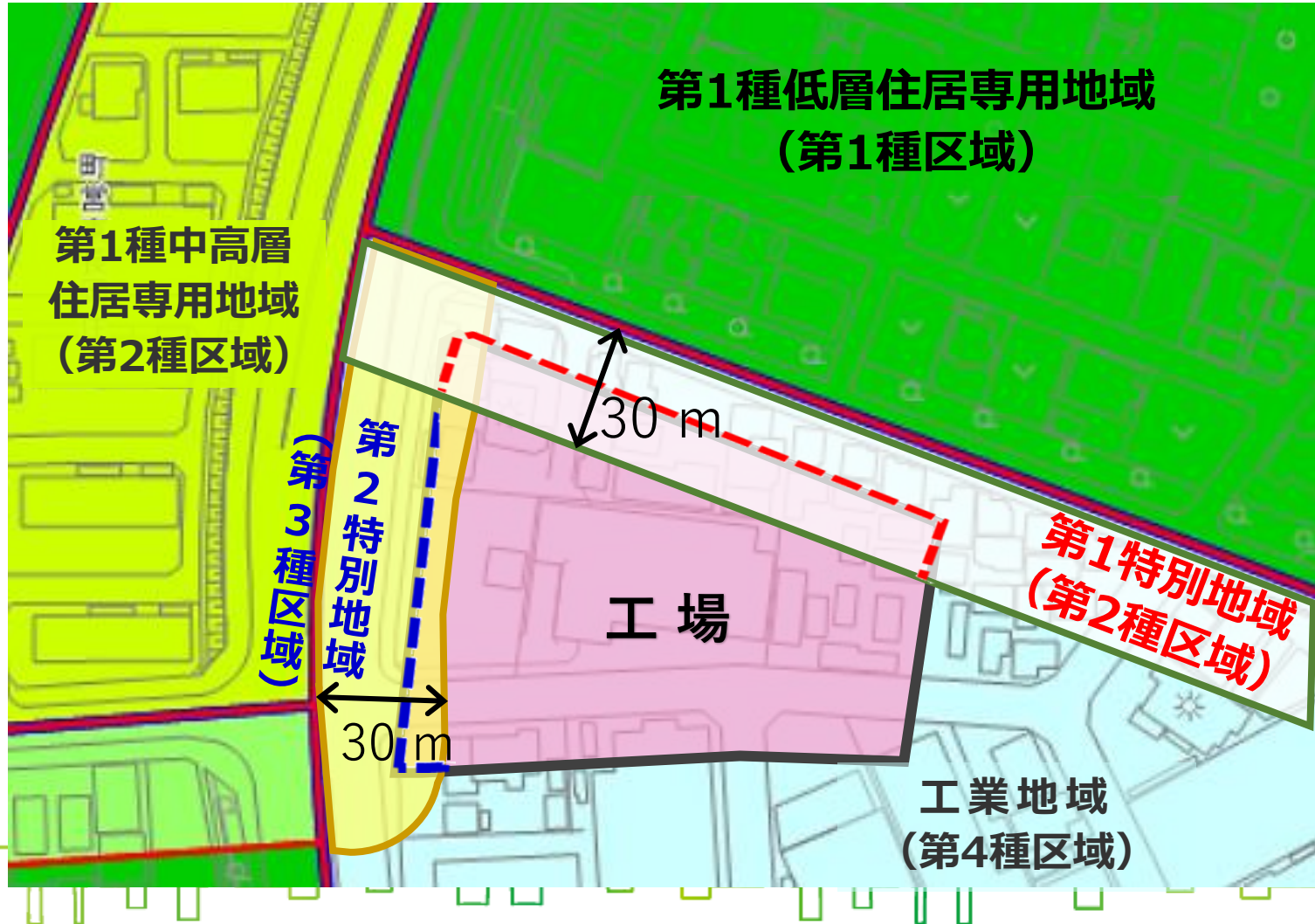
第4種区域規制値を適用

工業専用地域の内、第3種区域に接する地域であって、第3種区域の周囲30m以内の地域(※第1・2種特別地域除く)



# 3 騒音規制値の確認

## 特別地域の例



# 3 騒音規制値の確認

## 事業場等に係る規制基準の確認

- 1 事業場等の敷地境界の用途地域の確認
- 2 敷地境界からおおむね50m以内に学校、保育所、病院、診療所、図書館、老人ホーム及び認定こども園がないか確認
- 3 事業場等の敷地境界から30m以内に規制値が二段階以上離れている用途地域が接しているか確認



おわりに

東京都では快適な環境創出に  
取り組んでおります。

**ご協力よろしく申し上げます。**

ご清聴ありがとうございました。



# 水害による化学物質流出への 対策を検討・実施している 中小事業者、個人事業者のみなさまへ

水害対策マニュアルの  
どの対策を実施したら  
効果的だろう？

対策の  
検討

防水扉を付ける部屋を  
1か所選ぶとしたら、  
どこがいいだろう？

従業員が素早く避難できるよう、  
止水板の導入を検討したいけど、  
費用が掛かりそう・・・

経  
費

補助金や助成金があるらしい  
けど、うちの事業所でも申請  
できるかな？

タイムラインを改良して、  
浸水被害を防ぎながら、  
従業員の安全も高めたいなあ

運用の  
改善

化学物質管理方法書に書いた  
手順をちゃんと実行できる  
だろうか？

私たちが一緒に考えます！  
お気軽にご相談ください！



経営面



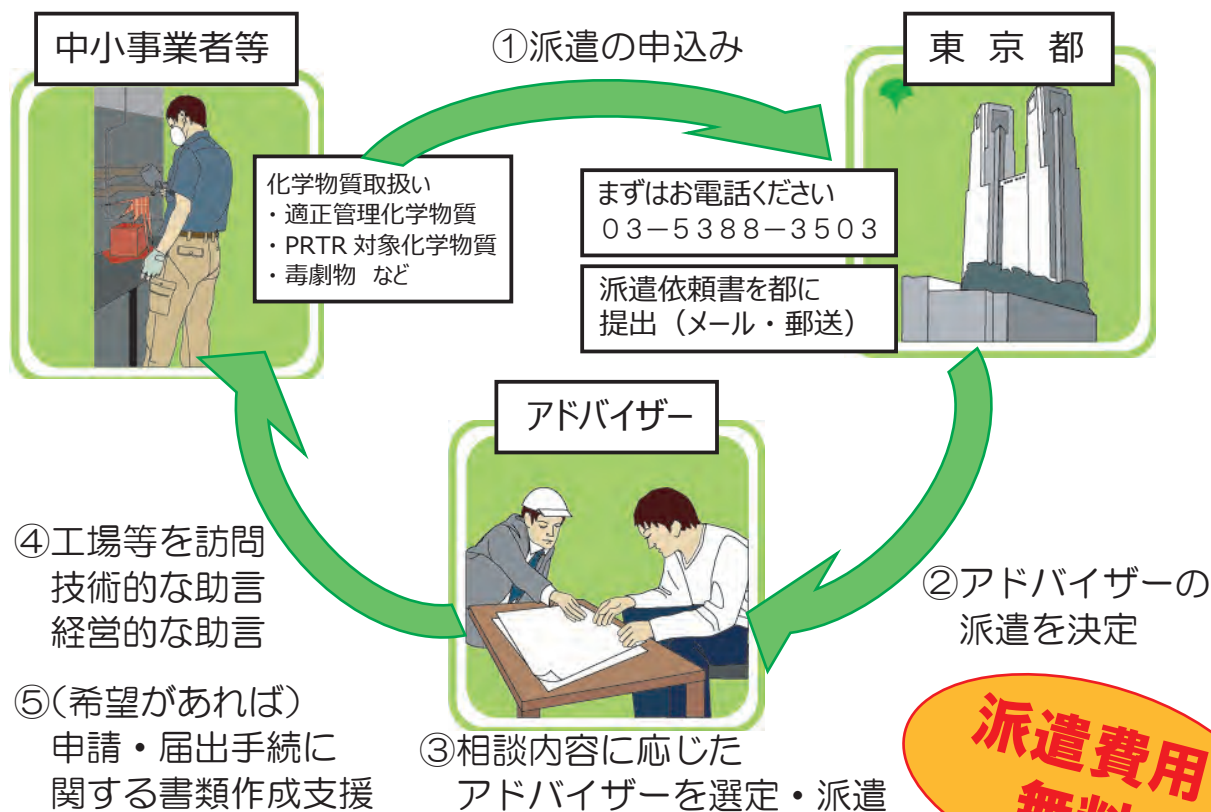
技術面



書類作成

化学物質水害対策アドバイザーを  
工場等に派遣します

# 化学物質水害対策アドバイザー派遣制度のしくみ



制度の詳細については、下記ホームページをご参照ください。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/adviser.html>

## 環境局HP「化学物質を取り扱う事業者の災害対策について」

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/chemical/chemical/disaster.html>



### 『東京都化学物質水害対策アドバイザー派遣制度について』

アドバイザーの派遣対象、派遣依頼書の様式、受付期間など。派遣依頼の際には、ご確認ください。

### 『東京都化学物質流出等防止設備設置補助事業』

止水板、防水扉、防水シャッター、かさ上げなどの設備の導入に係る費用の一部を補助します。  
(中小企業者で、かつ東京都環境確保条例の適正管理化学物質取扱事業者に限ります。)

### 『化学物質を取り扱う事業者のための水害対策マニュアル』

水害対策の基本的な進め方を紹介しています。まずはご覧ください。

## 派遣の申込み・制度に関するお問合せ

東京都 環境局 環境改善部 化学物質対策課(企画担当)

電話 03-5388-3503(直通)

Email S0000626@section.metro.tokyo.jp

# 5 VOC対策アドバイザー 派遣制度

東京都環境局環境改善部  
化学物質対策課

# 説明項目

- 1 東京都の大気環境とVOC
- 2 VOC対策アドバイザー派遣制度

# 1 東京都の大気環境とVOC

## 1.1 VOCとは？

### • 揮発性有機化合物

法律で規定するVOC（総体的な定義）

⇒ 大気中に排出・飛散した時に気体である有機化合物（粒子状物質及びオキシダントの生成に寄与しない物質を除く）

**V**olatile **O**rganic **C**ompoundsの略

- トルエン、キシレン、IPA、酢酸エチル等  
（工業用途の主なもので約200種類）
- 印刷時のインキ・湿し水、洗浄剤、塗料溶剤  
（シンナー）、接着剤等に含まれる。

★物を溶かす力（樹脂、油汚れなど）

★乾きやすい（様々な沸点の成分を配合して調整が可能）

★入手しやすい（価格、供給が安定）

# 1 東京都の大気環境とVOC

## 1.2 VOCと光化学オキシダント

### 光化学オキシダント

・・・オゾン ( $O_3$ ) を主成分とする有害物質

#### 《健康影響》

- ・目や喉への刺激
- ・呼吸が苦しい
- ・めまい、頭痛

大気中に、**VOC**や窒素酸化物 ( $NO_x$ ) が存在すると、光化学反応によって、オゾン ( $O_3$ ) が生成される。



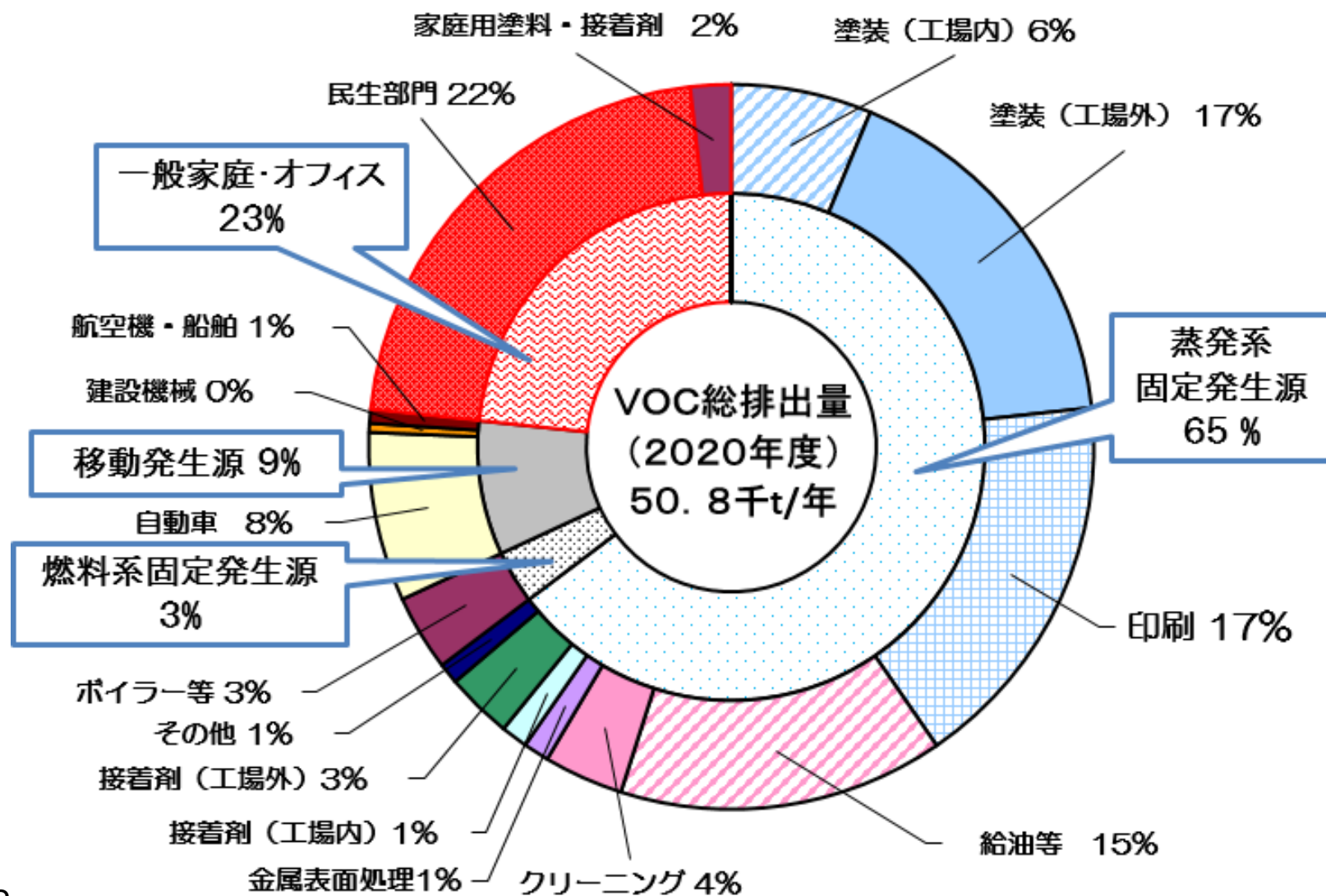
#### 《農作物・植物被害》

- ・葉の変色
- ・収量の減少

一定基準以上になった場合は、**学校での屋外活動の制限**や、**光化学スモッグ注意報**や**警報**が発令されています。

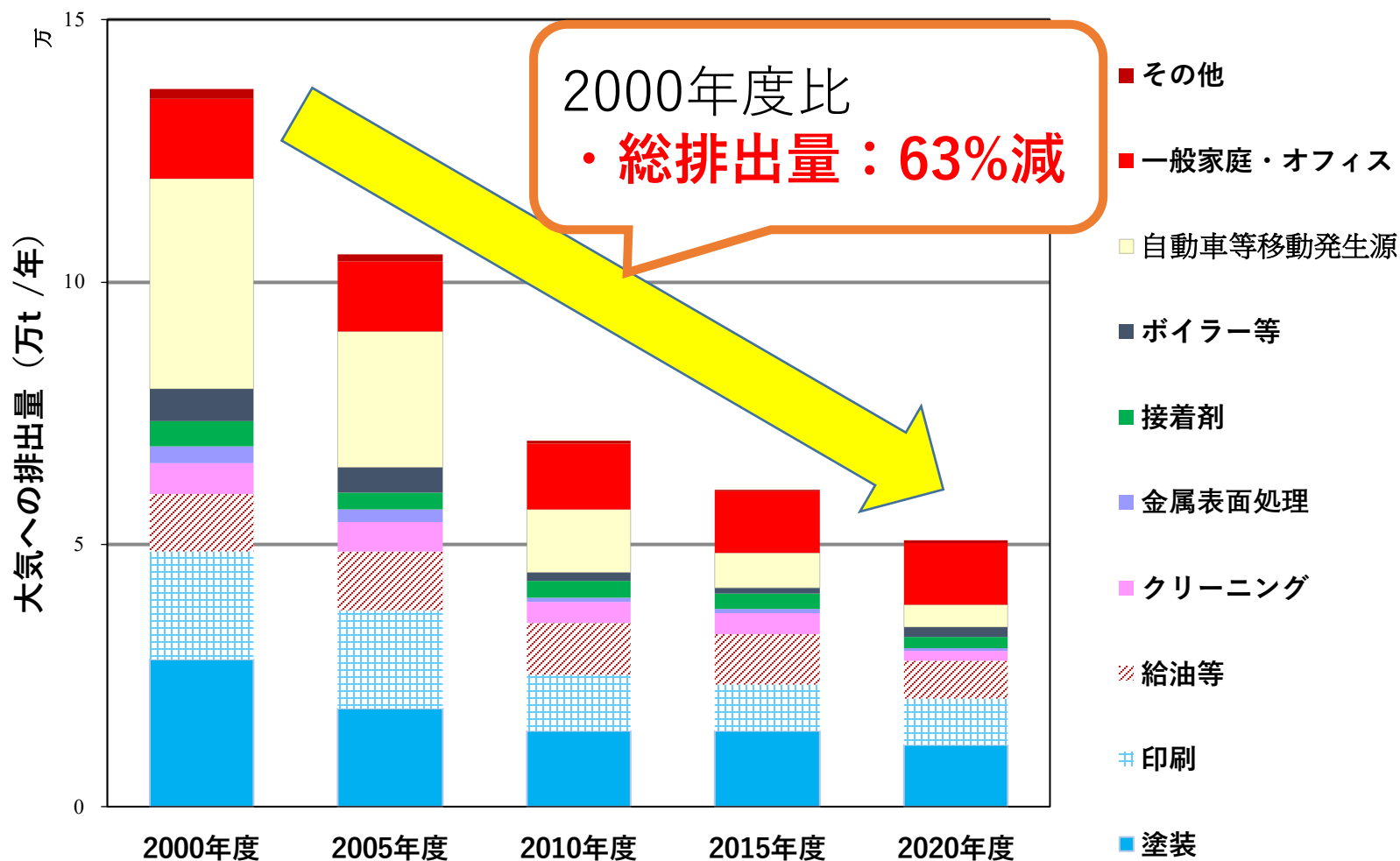
# 1 東京都の大気環境とVOC

## 1.3 都内のVOC排出量推計値



# 1 東京都の大気環境とVOC

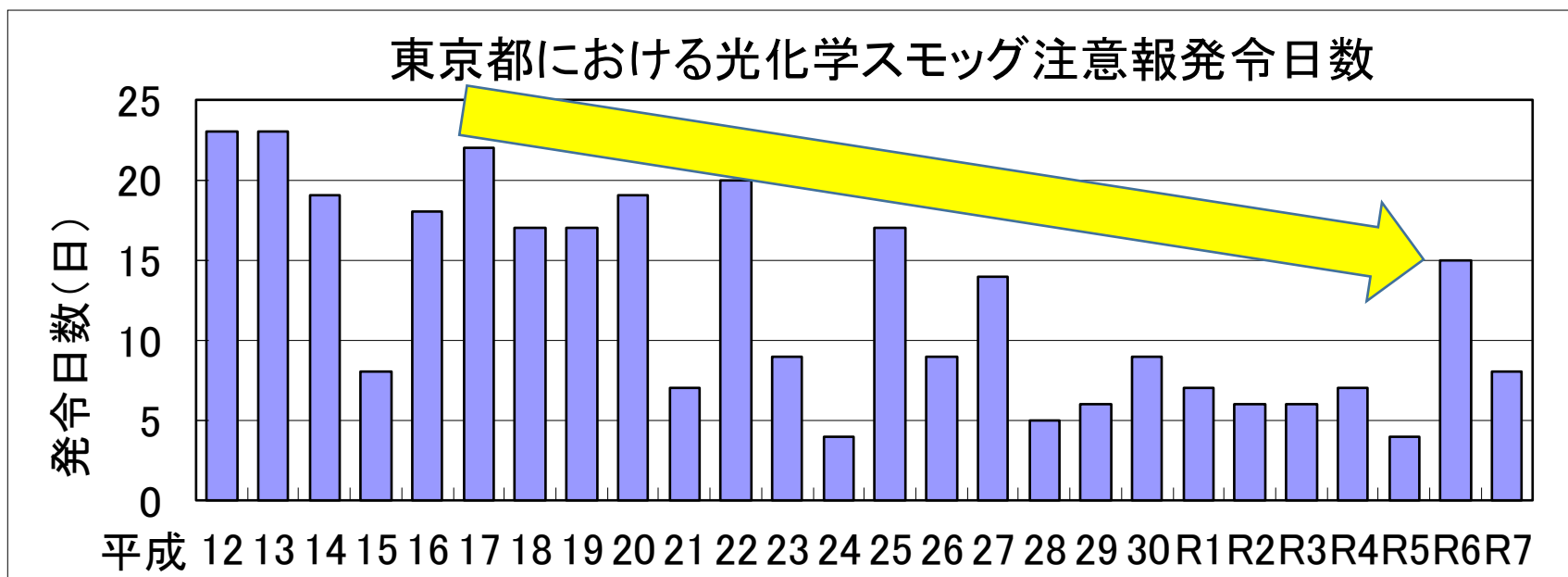
## 1.4 都内のVOC排出量推計値の経年変化



業種別VOC排出量（塗装と接着剤は、工場の内外を含む。）

# 1 東京都の大気環境とVOC

## 1.5 光化学スモッグ注意報の発令日数（東京都）



光化学スモッグ注意報発令日数は、減少傾向にあるものの、依然として年に4～7日程度発令されている。  
令和6年は15日、7年は8日と近年特に多い

学校情報 オキシダント濃度が0.10ppm以上で継続するとき。

予報 注意報以上の状態が予想されるとき。

注意報 オキシダント濃度が0.12ppm以上で継続するとき。

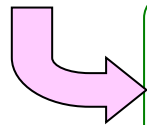
警報 オキシダント濃度が0.24ppm以上で継続するとき。

## 2 自主的取組に対する支援策

### 2.1 自主的取組の促進

## II 自主的取組の推進

### 自主的取組への支援（財政、技術）



- ①補助事業の実施
- ②VOC対策ガイド[工場内編]の作成
- ③VOC対策アドバイザーの派遣
- ④セミナーによるVOC排出抑制策の普及

### 低VOC製品の普及・啓発

# 自主的取組への財政支援

## ①省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

### ●補助対象事業者

都内で工場内塗装・印刷・ドライクリーニングの作業でVOCを取扱う中小企業又は個人事業者

### ●補助対象設備

- ・VOC排出削減設備
- ・VOC削減装置付空調・換気設備

### ●補助率及び補助上限額

設備1台ごとに補助対象経費の2/3  
(上限額:2,000万円/台)

### ●令和7年度は令和8年3月31日まで申込み

ただし、予算限度額に達した時点で、受付を終了します。

### 【補助事業】


<https://www.tokyokankyo.jp/apply/voc/>

工場内塗装、印刷、ドライクリーニングでVOCを取り扱う方へ

### 省エネ型VOC排出削減設備導入促進事業

をご存知ですか？

東京都では、石油製品の値上がりへの対応や脱炭素の取組を強化するため、石油系原材料の削減等に寄与できるVOC(揮発性有機化合物)対策設備やVOC削減装置付省エネ空調・換気設備の導入に要する費用の一部を補助する事業を実施しています。



Q どのような人が対象となるの？

A 都内で工場内塗装、印刷、ドライクリーニングのいずれかの作業でVOCを取扱う都内の中小企業又は個人の事業者

Q どのような設備が対象になるの？

A

- VOC排出削減設備 例えば、排ガス処理装置や乾燥機など
- VOC削減装置付空調・換気設備 例えば、電気式パッケージ形空調機など

詳しくは裏面へ▶▶▶

Q どれくらいの補助が受けられるの？

A 補助対象設備1台ごとに補助対象経費の2/3  
(上限 2,000万円/台)

Q 事業期間は？

A 令和4年度から令和8年度まで(申請の受付は令和7年度まで)

その他、申請にあたっては一定の要件がございます。  
事業の詳細は、補助金交付要綱、募集要項等をご確認ください。

## ②環境配慮型VOC対策機器導入促進事業

### ●補助対象事業者

都内で補助対象機器(ステージ2計量機)を設置する中小事業者及び個人の事業者(自家用等は対象外)

### ●補助対象設備

燃料蒸発ガスを75%以上回収する性能を有することを国または都が認めた計量機

### ●補助率及び補助上限額

補助対象機器1台ごとに補助対象経費の2/3(上限350万円)

### ●年度中に工事完了すること

ただし、予算限度額に達した時点で、受付を終了します。

【補助事業】

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air\\_pollution/voc/stage2/](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/voc/stage2/)

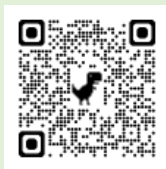


# Stage II 導入事業者へのグッズ

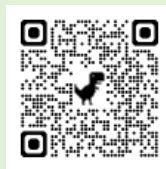
## おすすめGOODs



のぼり  
台&竿もプレゼント！



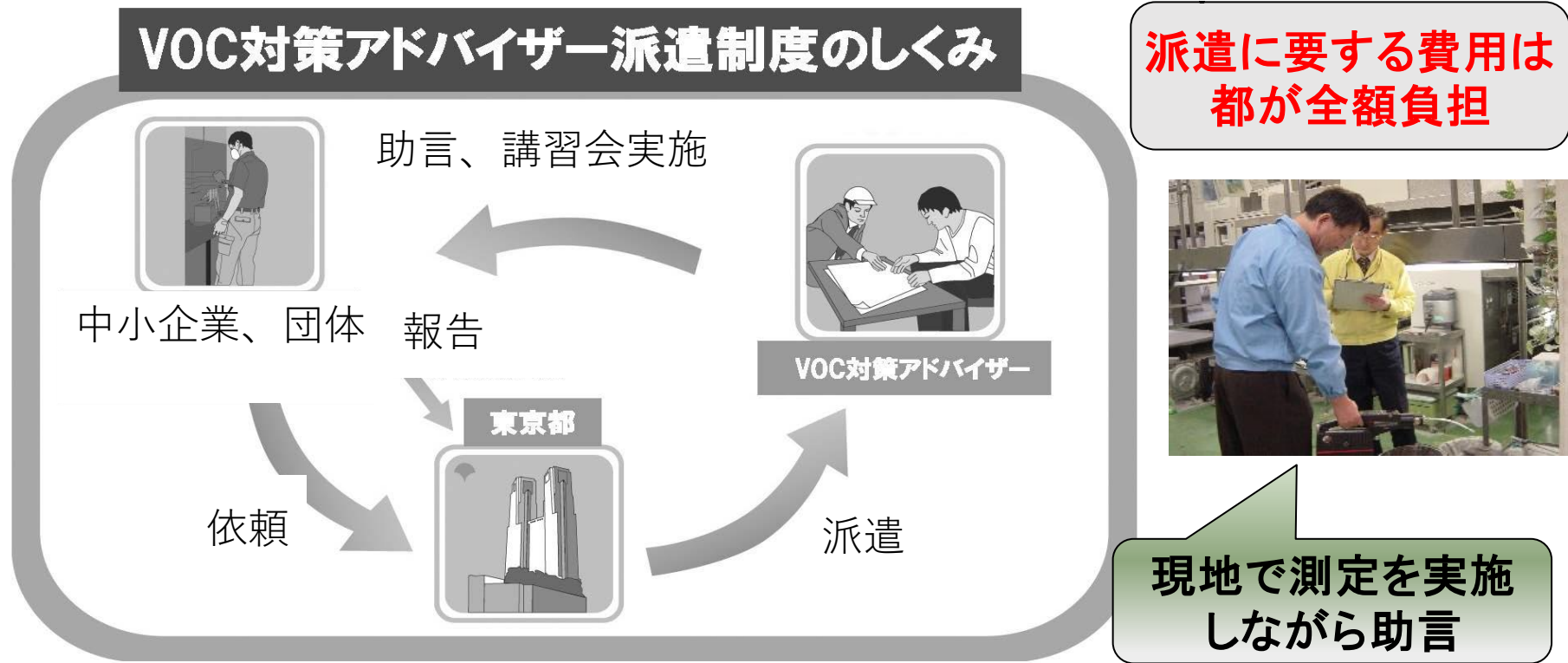
e→AS登録はこちら



Clear Sky サポーター  
登録はこちら

- ★レシートロールはなくなったら追加でお渡しもできます！  
（1回の郵送で40個又は50個入りを郵送します。）
- \*Clear Sky及びe→ASについては登録が必要です。  
（簡単・無料です。上のQRコードからご登録ください）

### ③ VOC対策アドバイザー

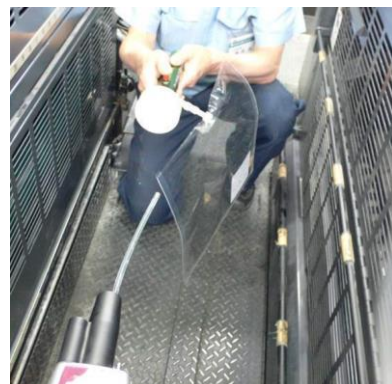


- 都に登録された民間専門家が要望のあった事業所等を直接訪問
- 事業所の状況に応じたVOC排出抑制をアドバイス
- 排出抑制に関する講習を実施

## ③VOC対策アドバイザー

### VOC濃度の測定

- 職場内での目安：オフセット印刷工場の職場環境の労働安全衛生目安管理濃度（200ppmC）
- 排気口での目安：大気汚染防止法オフセット印刷機排出口濃度（400ppmC）
- 上記の濃度を判断基準として各工程において簡易VOC計や公定法によりVOC濃度を測定



## 自主的取組への技術支援

### ③ V O C 対策アドバイザー

#### V O C 対策アドバイザー対策とその効果

- ・ 原材料や廃棄物の保管方法の見直し
- ・ 作業工程や方法の見直し
- ・ 技能向上
- ・ 機材の見直し
- ・ 設備の見直し
- ・ 原材料の変更



- ・ 大気環境改善
- ・ 職場環境の改善  
→従業員<sup>の</sup>確保・定着
- ・ 原材料・廃棄物削減  
→コストカット
- ・ 悪臭（苦情）対策

難易度高

## 自主的取組への技術支援

### ③ VOC対策アドバイザー

#### 利用者の声

アドバイザーの指導により、溶剤（IPA）の**使用量を前年比で50%削減**しました（4.9トン⇒2.4トン）。使用後のウエスを蓋付き容器に収納する等で、**現場環境の臭いもほとんどしなくなりました。**（印刷業）

現状のVOC濃度を認識することができ、薬品やインキの蓋を必ず閉める等、**現場の意識向上**につながりました。また、廃インキ回収業者の見直しにつながり、**大幅なコストダウン**ができました。（印刷業）

**現状のVOC濃度を認識**することができ、VOC排出量は、あまり多くないことが分かりました。専門家にみてもらうことで安心できました。（塗装業）

これまで、各種溶剤が環境に与える影響が分かりませんでしたでしたが、アドバイザーから一つ一つ丁寧にアドバイスをいただき、**溶剤に対する管理**がいかに大切か教えていただきました。（印刷業）

過剰換気であることが分かりましたが、様々な換気条件で溶剤濃度を測定していただき、**ほぼ適正換気には是正**できました。（金属洗浄業（めっき等））

ご清聴ありがとうございました

お問合せ先：東京都環境局環境改善部化学物質対策課  
03-5388-3457（直通）